

第五十五回 参議院通信委員会 會議録第六号

昭和四十二年五月十六日(火曜日)
午前十時三十八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 野上 元君
理事 植竹 春彦君
寺尾 豊君
西村 尚治君
森 勝治君

委員 古池 信三君
新谷寅三郎君
谷村 貞治君
鈴木 強君
永岡 光治君
光村 甚助君
横川 正市君
石本 茂君
鈴木 市蔵君

國務大臣 郵政大臣 小林 武治君
政府委員 郵政政務次官 田澤 吉郎君
郵政大臣官房長 竹下 一記君
電氣通信監理官 島山 一郎君
電氣通信監理官 浦川 親直君
郵政省郵務局長 森 圭三君
郵政省簡易保険局長 武田 功君

事務局側 常任委員会専門員 倉沢 岩雄君
説明員 郵政省建築部長 奥山 恒尚君

参考人 會計検査院第二局長 井上 鼎君
式電社取締役社長 大野 勝三君
式電社取締役副社長 八藤 東禧君
式電社常務取締役 板野 学君
式電社常務取締役 清田 良知君
式電社常務取締役 甘利 省吾君
式電社常務取締役 新川 浩君
式電社常務取締役 黒田 義晴君
式電社常務取締役 研究所長 研究員 黒田 義晴君

本日の會議に付した案件

○簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案(内閣送付、予備審査)

○参考人の出席要求に関する件

○郵政事業及び電氣通信事業の運営並びに電波に関する調査

(郵政事業の運営に関する件)

(國際電氣通信事業に関する件)

○委員長(野上元君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

初めに、理事打合会の結果について御報告いたします。

本日の委員会においては、簡易生命保険法の一部を改正する法律案及び昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案の說明を聴取した後、参考人の出席を求めることを決定し、郵政事業及び電氣通信事業の運営並びに電波に関する調査に対し、質疑を行なうことになりましたので、御了承を願います。

○委員長(野上元君) これより議事に入ります。簡易生命保険法の一部を改正する法律案及び昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の說明を聴取いたします。田澤政務次官。

○政府委員(田澤吉郎君) ただいま議題となりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案について、提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、特別養老保険の被保険者につき、簡易生命保険金額の最高制限額及び全保険種類の保険金額の最低制限額をそれぞれ引き上げることにより、保険金の倍額支払い及び家族保険における廃疾保険金の支払いの範囲を拡張しようとするものであります。

まず、保険金額の引き上げについて申し上げます。現在、保険金の最高額は百万円に制限されておりますが、最近における社会経済事情の推移及び保険需要の動向を見ますと、この金額では、特に死亡保障を厚くして国民経済生活の安定を確保しようとする特別養老保険の機能を十分に發揮することができませんので、特別養老保険の被保険者について、保険金額の最高制限額を百五十万円に引き上げようとするものであります。また、現在、保険金の最低額は五万円となっておりますが、最近の経済事情のもとにおきましては、保険金額としては低額に失し、保険的機能を果たすに

不十分であり、最近の新規契約について見ましても、保険金額五万円の契約はきわめて少なく、しかも、逐年、減少の傾向をたどっておりますので、この際、保険金額の最低制限額を十万円に引き上げようとするものであります。

次に、保険金の倍額支払いの範囲を拡張することについて申し上げます。現在、簡易保険の保険金の倍額支払い制度は、このための特別保険料を徴収しておりませんので、被保険者が不慮の事故等により死亡した場合に限って、保険金の倍額を支払うことにしておりますが、法定伝染病による死亡は、不慮の事故等による死亡と同様に考えるのが適当と認められますので、被保険者が法定伝染病により死亡した場合にも、保険金の倍額を支払うことにしようとするものであります。

次に、家族保険における廃疾保険金の支払いの範囲を拡張することについて申し上げます。現在、家族保険については、主たる被保険者が廃疾になった場合に限り、廃疾による保険金の支払いをしておりますが、加入者の保険の保護を一そう厚くするため、被保険者たる配偶者または子が廃疾になった場合においても、廃疾による保険金の支払いをしようとするものであります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

次に、ただいま議題となりました昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案について、提案理由を御説明申し上げます。

郵便年金制度は、国民の経済生活の安定とその福祉の増進をはかる趣旨のもとに創設されたものであります。昭和二十二年以前に締結された郵便年金契約は、社会経済事情の変化によりまして、今日、年金として存続する意義の乏しいものとなっております。

この法律案は、これらの契約の加入者の利便をはかることも、今後の郵便年金事業の運営の効率化に資するために特別措置をとらうとするものであります。

その内容について申し上げますと、まず、この特別措置の対象とする契約は、昭和二十二年十二月三十一日以前に効力が発生した契約で、この法律施行の際に有効に存続中のものとしたしております。

次に、取扱期間を昭和四十三年一月一日から昭和四十四年十二月三十一日までの二カ年間にし、この取り扱期間内に年金契約者等から年金契約を消滅させる旨の申し出があったものについて、その契約を消滅させ、年金受け取り人等に年金の支払いにかえて、特別一時金を支給しようとするものであります。

特別一時金の額は、年金の繰り上げ支払い金、分配金の繰り上げ支払い金及び特別付加金の合計額といたしております。このうち、年金の繰り上げ支払い金は、年金契約上期待される将来の年金を繰り上げて支払うものでありますが、事務取り扱い上の便宜等を考慮いたしまして、昭和四十三年一月一日を基準として、その額を計算することといたしております。次に、分配金の繰り上げ支払い金は、定期年金に限るものでありまして、年金支払い期間満了の際に分配すべき剰余金を繰り上げて支払うものであります。また、特別付加金は、対象となる契約が、多年にわたり事業の発展に貢献してきたものであること、この特別措置が事業運営の効率化に資するものであることなどの点を考慮し、年金等の繰り上げ支払い金に付加して支払うものでありまして、その額は、経過年数及び年金額によって定めることといたしております。

以上申し上げました特別一時金の額は、個々の契約によって異なりますが、一件平均の支払い額は五千円程度となります。また、この特別措置の対象となる年金契約の件数は約六十万件で、特別一時金の支払い所要額は約三十億円であります。

が、昭和四十二年度といたしましては、十億円が予算に計上されております。

この特別措置は、事業として可能な範囲で最善の措置をとるものでありますから、加入者の大多数がこれに応ずるものと確信しております。一方、事業自体といたしましては、小額の年金契約を保有することの負担が除かれまして、事業運営の効率化ははかられますので、今後の事業の発展に資するものと考えている次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(野上元君) 両案に対する質疑は、次回に譲ることといたします。

○委員長(野上元君) 次に、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査を議題といたします。

参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

本件のうち、国際電気通信事業に関する調査のため、国際電気通信株式会社社長大野勝三君、同副社長八藤東福君、同常務取締役板野孝君、同常務取締役清田良知君、同常務取締役甘利省吾君、同取締役・研究所長新川浩君、同取締役黒田義晴君、以上七名の方を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(野上元君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(野上元君) 質疑を行ないます。御質疑のおありの方は、順次発言を願います。

○横川正市君 私は、過去の実績のよかつたか、悪かつたかという点を論議するものではないに、今日の実績として残されている点で不合理ないし——当然これは予算その他の問題に關係はいたしませんけれども、改善すべき問題だと考える点で一点質問をいたそうといたしているわけですが、

そういう点からいいますと、郵政大臣の出席がぜひ必要であつたわけなんで、所用で出席できないということですから、おもにひとつ政務次官から御答弁をいただいて、後刻大臣の意思はそれと変わらないことをひとつ確約をしておいていただきたい、こう思います。

その第一は、郵政省の建設関係の状態を見ておきますと、最近関東のある県で実際に行なわれております実績は、統括局です、統括局に該当する局で本建築されて、そして、そのいわば、何と申しますか、そういう減価償却の面からする年数といふと、これは本建築ですから、五十年ないし六十年という、そういう長期のものであらうというふうに思ふのでありますけれども、その建物の大半が取り払われまして、そして新しい建築に入つておられるわけなんです。この状態は、まず第一に、当初建てられましたときの情勢というものをちよつと判断してみますと、乏しい建築予算で非常に多くの場所から必要を迫られて最小限の需要に應じようとしてやられた結果じゃないかといふふうに判断をするわけなんです。そういう面からいいますと、私は最近までの郵政省の建築の状態の大半が、非常に需要が多くて予算が足りない、結果的にいろいろな不都合が起つてきているというふうに見られる点があげられるのじゃないかと思ひます。その一番大きな例というのは、年末年始における作業をするための臨時の仮設建物、これが非常に多いわけなんです、実際の建物の中に。そこで私は、予算上からいいますと、仮設建物を建てなければならぬ必要経費を、たとえば六十年というその年限と比べてみて、それだけのものを建てておいて、そして、その六十年間に償却をしていく、あるいは二十五年で償却するといふような年次計画のもとで計算を立てたら、こういうようなものはなくなるのじゃないかというふうな気もするわけでありまして、それから、私どもは郵政省の建物そのものを見ても、それと、ほかの同種といふと、類似産業と比べてみまして、建物が非常に劣っているわ

けなんです。そういう劣っている建物のやむを得ざる状況といふと、これは一体何が原因なのか。これは過去の実績なんですから、その点をひとつ説明をいただいて、逐次御質問していきたいと思ひます。

○政府委員(森三三君) ただいま先生おっしゃられました、私どもの局舎が特に年末にかなり新しい局でも狭いという形が現実に各地にあらわれているのは御指摘のとおりでございますが、実情を申し上げますと、いま先生おっしゃいました中の関東の統括局と申しますのは、あるいは前橋局ではなからうかと思ひますが、この局は、昭和二十五年の業務量を基礎にいたしまして二十七年に鉄筋で新築になった局でございます。当時はやはり、昭和三十年以降に御承知のような郵便物数が倍増するといふような状況は予測いたしておりました。で、また、当時は、最近に比べてまして、建設予算といふものも非常に乏しいのでございまして、まあ、かつかつ目先数年を見て建てたという現状でございしたので、現在の業務量にいたしますと、とうてい建てかえなければ——建てかえないといふ状況になりましたので、現在改築中というものが実情でございしますが、その他にいたしまして、やはり昭和三十四、五年ごろ手をつけた局舎につきましては、特に大都會を中心としたしまして近郊地の発展度合いというものの見方がかなり甘かつたと申しますか、こんなに発展するとは思つていなかったという關係が相当影響して、建てて数年でやはり特に年末には仮設をつくらない業務をやつていけない、そういうような状況があらわれておるかと思ひます。

それからもう一点は、これは特に近郊地に多いのでございしますが、年末のピークの二週間くらいになりますと、特に小包の配達物数というものが平生の四倍か五倍にふえる場所がございます。これは特にデパートが地区配をしない地域といふところの近郊では、配達物数が非常にふえる。そういうところでは、当初からそういうものを予想し

て局舎を鉄筋で建てておいたほうがいいのか、あるいは、やはり一週間か十日だけは仮設で小包の配達を済ましたほうがいいのかということについては、ちよつと問題があるかと思ひます。あるいは本建築を建てるほうが不経済施設になるんじゃないかというふうな、そういうものもございします。しかし、全般的にいいますと、三十四、五年くらいまでに建てましたものにつきましては、やはり多少将来増の見通しが大都市と近郊地については甘かったというふうなことも反省いたしまして、三十九年度以降につきましては、やはり将来の発展の見方のランクをつけまして、一番多いところ、特に近郊地あたりでは、将来増というものは今後十年間で二倍半くらいまでは見込まなければいけないんじゃないかということになります。

いなかになりまして、十年間に三割から四割くらいしか伸びないだろうというふうなランクをつけまして、将来増を見込んで坪数を算出して計画いたしましたけれども、やはり三十八、九年までのものにつきましては、相当な見通しの間違いというふうなことから、特に年末には相当の仮設をつくらなければならぬというふうな状況があらわれたのが現実の姿でございます。

○横川正市君 政策的には、いま言ったように、仮設をしたほうがきわめて臨時的なものだからいいんじゃないかと思はれる点については、これは特殊な例としてあると思ふんですが、たとえば東京都内であれば、目黒の局は建てた翌年に仮設を建て、杉並も仮設を建てたというふうに、仮設の状況というのはいわば見越しの誤りだというふうな判断できるかどうかという点があるわけなんです。そこで、政策的にいえば、年末年始は一時的に急増するからたいていは仮設でいいんじゃないかという考え方で局舎を建てておるのではないかとはいふに思はれるくらいに、仮設の場所が多いわけですね。埼玉県の熊谷の局なんかに行きますと、仮設のほうが大きいというふうな事例があるわけですね。そういう事例というのを見ておりますと、通常の平均物数と、それから年末年始の急

増する物数というものを比べながら、仮設がやむを得ないんだという判断で、基準というものを決定しているんじゃないだろうかというふうに思はれる点があるもので、この特例の問題については、別にこれは小包の集中局もできることですから、逐次改善されていくんだらうと思ふんですが、一般的に毎年仮設をしなければいけない状態は、政策面で変えていく必要があるんじゃないか、こゝろ私は思ふんです。

そこで、実際問題として、私ども下部へ行つていろいろ聞いてみますと、建築関係については、一応の基準というのがある、基準に基づいて建てられているから、ある程度の見越しの上で建てられていることについては、相当問題があると思ひます。その問題の一つに、会計検査院の検査の結果、基準外のものについてはきびしくおしかりをこうむるというふうな意見がちよつとあるわけなんです。これは検査院のほうでは、いままでずいぶん建てられた建築のそういう状態を見られて、文書または口頭ないしは現場での注意をされたというふうな事実がいろいろあります。

○説明員(井上鼎君) お答え申し上げます。ただいまの先生の御質問は、面積の算出基準につきまして会計検査院が批難ないしは注意をしたことがあるかどうかという御趣旨でございますが、算出基準につきましては、会計検査院といたしまして従来これについて批難ないしは注意というふうなことをいたした事例は一つもございせん。

○横川正市君 もう一点検査院にお聞きしたいのですが、たとえば基準に基づいて建てられてある場合は問題ないわけなんです、そのときの基準外で相当見越しをされたと思はれるような状態で建てられたものについては、どういう取り扱いをされますか、その現場を実際に検査に行かれた場合ですね。

○説明員(井上鼎君) 一応算出基準というものがございしますから、したがって、検査にあたりまして算出基準をこえているというものについては説

明を取するということは、これは検査の方法としてございします。しかし、その現地の実情あるいは将来の発展というふうなことで現場でそれぞれ納得のいく説明を承わつておると思ひます。したがって、われわれといたしましては、そういうものについては、検査を了として済ましておるわけでございます。

○横川正市君 私は、問題は、金持ちはますます金がかうかって貧乏人はますます損をするというふうな意味合いで、郵政の場合でも、いま事例に出た一、二の局をとつてみましても、普通であれば、間に合うように建てていけば、まだ三十年も三十五年も使用ができるものを、これを全部取り除いて新たに何億かの予算というものを投入しなければいけない、そうしないと業務が行なえないというふうな、これはもう個人じゃやういふことではないわけですね。お役所だからできるわけですね。それで、役所でできるなら、もう少し国民に理由の説明のできるやり方というものがあつていいんじゃないだろうか。ですから、三十四、五年、以前における状態というのとは驚異的な経済の発展もありましたこととすし、それから、それ以前は地方への分散政策をとつておりましたのが、これはもう国の方針でもって必然的に都市集中化というふうなところになってきました。その著しい変化の方というものがあつたわけですから、私は以前のもの責めようとは、前段で申し上げましたように思ふないわけ、これからどういうふうなこれからの需要に対して対処していくかについて、一応三十九年ごろから改善されたとは言ひますけれども、実際に改善されたかどうかを、私は実は神奈川県下の新局、たとえば厚木であるとか、それから、こちらの、あれは戸塚ですか、戸塚管内になりますか、もう一つ手前になりますか、あんなの局を実際に見ますと、そうしますと、おそろく二年もたないんじゃないかという気がするわけです。ことに相模原とか大和とかいうような地点は、これは膨大な住宅地としての発展の可能性というものを抱っているわけですね。ですか

ら、私は、そうならば、置局については、数局の置局計画があるのだから、それから当面はどうなのかという点での実際の計画面も出てくるだろうと、これが一つです。

それからもう一つは、やはり局舎のスペースのとらえ方として、どこまでの範囲内ならば大体間に合うかという点の見越しをしているのか、その点はこの膨張係数の非常に激しい点についての考え方はどうでしょう。

○政府委員(森圭三君) 発展度合いの十分な、いまお話ししました、たとえば大和とか相模原というよりなのは、確かに何年か先には相当伸びるだろうというところが当初予測されましたが、その形がどういう形になるかということにつきましては、少しはつきりしないと、それから、とりあえずの業務量はそう多くないと、そういうところの局舎の建て方といたしましては、一応敷地面積はかなり広くつておいて、それで建て坪とすれば、鉄筋でまあ目先の業務量に見合ったような形で局舎を建てているというのが現状だと思ひます。それで、これにつきましては、先ほどお話ししました、とりあえずはその敷地の中で年末業務などには仮設で対処していく。それで、将来の全体の伸び方というものがかなり安定して落ちついたときに、まあ、がっちりした大きいものに建てていくというふうな扱い方をいたしておると思ひます。

それから、最初お話ししました、まあ三十四、五年まではやむを得ないとおっしゃつていただいて、まことにありがたいわけでございますが、これからの局舎の建て方というものをどういうあれでやっていくかということにつきましては、まあ最終的にこれでいこうということにしていくわけではございませんが、いまのところ、年末業務につきましては、年賀の差し立て、到着、配達にはやはり本局舎の中でやれるような予備室は一応持つていたほうがいいんじゃないか、大体それで十年先ぐらいまでの伸びというのを見て建築は計画いたしておりますが、ただ、小包につき

も金がないというのがほんとうかも知れません。これはなければそれでいいのかという問題なんので、何かこれに対して金をつくる考え方というものを考究すべきだというふうに思うのですがね、どうでしょう。

○政府委員(田澤吉郎君) 先ほど来いろいろ横川先生からのお話を承っておったのでありますが、ごもっともでございます。ただ、事務当局から言わせると、いろいろ予算上の問題でなかなか思うようにいかぬということでございますが、やはり私も青森県の実情も見ていますし、あるいはまた、東京都内も二、三見たわけでございます。さらに京都の二つのモデルになる中央郵便局というものをみました。やはり京都の郵便局のようになければいかぬと、それがほんとうの理想じゃないかと思われまして、おそろく大臣もそういう考えであらうと思っております。今後できるだけ横川先生の考え方をいれまして、局舎の近代化のために努力を払ってまいりたいと、こう考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○横川正市君 私はいま通り一べんにここで質問をしたらそれで終わつたというんじゃないに、実は非常に具体的な対策がすぐこう生まれてくるように期待する点は、いまの点なんですよ。

それから特定局を見ていただきましたと、特定局の中には国営、それから公営、私営というのがあるんですね。それで残念ながら私営の単価は四万円ぐらいでできた単価のものがずいぶんありますよ。ですから、行ってみますと、もう建てつけから違ふんです。これは何かといつて行ってみますと、ああこれは私営だなどというふうにわかるんです。ああこれは国営だなどわかる。それぐらいに違ふ。ただ、その局舎料というのは同じに払っていますね。全部。まあそういうような点もありますし、私営でこれはもう国営よりかりつぱな局舎があると言ったら、これはもうぜひひとつこういう局舎があるから行ってみると言っていたのだかと思ひます。私はずいぶん回りましたけれども、これ

は私営だという局舎で、国営で建てたものよりかりつぱな局舎はありません。しかし、設計とかその他は全部本省とか郵政局がやっているわけですね。設計は私営の場合でもですね。そういう設計をやる場合には、いま言ったように、たとえば格子の問題とか、安全庫の問題とかという方針をきく出してもらいたいわけですね。それから建てたものを、幾ら局舎料を払うかという場合に、これはもう当然差をつけるべきだと思ふだけども、それができない。できない事情というのは多少まあ私も承知してはいますが、できない。しかし、私はまあ、いまのように見劣りする局舎というものを見ながら、無集配局はもうやむを得ない事情があると思ふんです。いろいろな意味で。集配局ぐらゐは鉄筋で建てていくべきじゃないか。これはもうすぐかかったらどうだろうかというふうに思ふわけなんです。どうですかね、それは。

○政府委員(森圭三君) 国費で建築いたしております特定局の予算につきましては、まあ昨年度からやはり百坪以上ぐらゐのものは鉄筋でということとで要求いたしまして、昨年度は認められなかったでございますが、本年度は一応百坪以上の要求を出しまして、四十二年度には百五十坪以上のものは鉄筋でということとで予算に盛り込んでいるのが実情でございます。まあなお努力は続けているといたしております。

○横川正市君 まあ、これは金のかかる話ばかりするので申しわけないんですが、同時に、設計の中に、いまどの郵便局へ入っていきまして、休憩室というのは、内外動全部入れて一つしかありません。しかも、畳の部屋で、まあスペースに従って四畳半のものがあつたり、六畳のものがあつたり——これはいまのあれでいくと何、何平方メートルというわけでしょうが、そういう畳の部屋があります。普通の外勤者の場合には、これは区分をする自分のたなですか、そこがいわば弁当を食べたり休憩したりするところになっているわけ

なんです。これは休憩室として必要なのは、私はまあ、たとえば、ある局へ行くと、シャワーをつくつてある局もありましたし——新しい局ですね、それから一応、何といひますか、設備は整つておるようですが、そういう局でも、まだ外勤者の休憩室というものは持つておらない。これを当然設計の中に入れるべきだと思ふのだが、なぜかという、もう雨にぬれて帰つてくるとか、暑くてどうにもならぬというように、外勤の人たちといふのはちよつと言ひあらわせないくらいな苦勞を毎日なめておるわけですよ。だから、シャワーが必要だと思ふ。あるいは雨の日にはかわかすものが自然現象であるわけですね。しかし、それに対しては、何にも設備としてとつておらないというの

は私はふしぎだと思ふ。もちろん、最近では二階とか何かに外勤の区分室というものがつくられていくという傾向がありますから、そういう関係で、何かスペースをとるのにむずかしいという点もあるのだと思ひますけれども、私は、自然現象に非常に左右されて働いている者に、ある程度の設備をつくつてやられるというものがあつていいんじゃないかと、それだけの設備をしていいんじゃないかという気がするのですがね。この点はどうでしょう。これは郵務も関係ありますし、建築も関係あるわけですが。

○説明員(奥山恒尚君) 一応建物の計画をする段階で、いわゆる所要坪数調査というものを、面積調査というものを事業局の郵務局のほうからいたしまして、それに基づいて計画をいたします。その際に、いまお話しした休憩室その他というものの所要面積はこのぐらゐであるからこの面積を確保するということとで、その面積に相応する面積を休憩室用として計画しておるわけでありまして、その調書の中で、単独に休憩室が設けられない場合には、まあ宿直室と兼ねる、まあそういういろいろなケースによつてのとり方が変わつてくる場合があります。いまのところは、そういうこととて要求の面積調査に基づいて計画決定をいたしてお

るわけでございますが、実際の使用状況からいたしまして、先生の御指摘のように、外務員その他の休憩にふさわしくないところも非常に実際としては起つておるということでもあります。そういうことをさらに建築設計の場合もこのことは考慮しております。

○横川正市君 郵務当局はどうですか。

○政府委員(森圭三君) 休憩室の現在の算出、特に外勤の控え室は、まあ最大、出勤員一人につき一平米という形で算出をいたして、まあ建築のほうに、設計の数字に入れていただくように要求しておるわけでございますが、まあ現在の算出基準そのものにつきましても、かなり社会情勢のこう発展してないときからのものでございまして、なおいろいろ検討してみたいと思つております。

○横川正市君 保土ヶ谷の郵便局は去年ですが、落成したのは。あそこシャワーを私見しましたが、まだ一年もたつていないのに、シャワーの口がすっかりこわれてしまひまして、そうして實際上の用に立つておられないものが二つか三つ、何かほろでこつて壊つてあるのを見ました。全体的に、つくられたものがあつたものであつても困るわけなんです。ただ、場所がどうも少し使つて適当な場所じゃないのじゃないか。トイレのすぐ横にあつて、裸であそこに行くんというのはいかぬとどうかと思はれるような、もちろん、あれはビルルが何かの幕を引くようになつておるのだと思ひますがね、使うときには、ですから、私は、スペースがもしとつてあれば、あとはまあ使う人に非常に便利なような、現地の人たちの意見を十分聞いてやらないうと、せつかつくつてやつて、あれはまああまり利用されないのじゃないかというふうな気がいたしますがね。おそろくあれは特別にあそこだけ、シャワーのついているところで見ただけは保土ヶ谷だけでしたから、別にほかのところにもいいところがあるのかもわかりませんが、もつと現場の人たちの意見をやはりある程度聞いて、そうして使ひや

すい便利なものにする方法をとった方がいいのじゃないかと思うのですが、それは設計屋さんのほうに専門家が、いいと思つてやつておるの、現地からとか言つても、それはおれのほうがいいのだと言ふ傾向なきにしもあらずなのかどうなのかわかりませんが、ああいうものは現地の人たちの意見というものを聞いてやるわけですか。単に何といひますか、そうした局舎の業務の運行上必要なものが最優先的で、あと付属的なものはそれに付随して建てられているということ、便利その他ということよりか、あればいいというふうなことのほうが先になるような気がするのですが、こんな状態がちょっと見られたのですね。ああいうものをつくる場合には、実際どういうふうな検討されてやるわけですか。

○説明員(奥山恒尚君) 保土ヶ谷のシャワーの問題につきましては、実際の担当者によく確かめておられますから、明確ではございませんですけれども、私、推測いたしますと、シャワーをつけるというのはいまの設計の基準上からは明確にはなつておりません。浴室や何かであります、上がり湯のかわりにそのところにシャワーを置く、そういうことはやつておりますけれども、保土ヶ谷の例のように、単独に外部にシャワーを置くというのとは異なるケースでございます。おそろくテスト的な意味もあるだろうと思ひますが、そういう外務員の方のからだを即座に洗えるようにしたいというふうな御希望がありまして、設計のある程度固まつた段階でそういったことをあとで取り入れるという形のために、多少そういった無理があつたかもしれませんが、比較的使いやすい場所であるということ、その場所につくましても、十分現業の職員の意見もいたした上で決定されたものであろうと思ひしております。結果として使うのに非常に悪い、あるいは、こわれておるところもあるということでありますれば、適当でなかつた点が残つておるかも知れません。よくその点は検討いたしまして、今

後の参考にしたと思つております。

○横川正市君 大臣が見えたから、大臣に總括的にひとつお聞きをしてお返事いただきたいのですが、私も、第一次五カ年計画、それから第二次五カ年計画と、郵政の建築関係の実施にあつては、相当な苦勞をいたしてまいつておることを承知をいたしておるわけでありまして、ことに郵政省の業務というものは、当初五カ年計画を立てるまでに、私もいろいろ意見をお聞きしたときは、こういう意見が先行しておつたような気がするのです。それは、郵政の業務量というものは、これは国民のそのときの経済状態その他によつてきめられるものであつて、局舎がよくなるが悪くて済まされようが、実際の業務の量、それから収入その他は一切関係がないのだ、だから局舎に投資するということは、一般企業が利潤をあげて、それを減価償却をしていくような意味での投資がでないから非常にむずかしいのだ、こういう考え方があつて、局舎問題について本腰を入れた方針がとられておらなかつた。しかし、社会情勢から他の類似産業その他の建築がどんどんよくなつてくる。いま電電公社と郵政省を比べてみますと、それは明確な違いが出てきておるわけですね。これはならぬというので、おそまきながら五カ年計画、八カ年計画、その後だんだん建築予算が累増してきて、ことしも二百億以上というワケをとつたことになつておるわけですが、それでも、当初に手をつけておらなかつたために、現実には相当の予算をとりましても、まだまだ追いつかないという現状なんじゃないかというふうな思つております。これが現状なんじゃないかと私は判断しております。これはどう現状を見ておるか、これはひとつ現状の認識についてまずお聞きをいたしておきたいと思ひつております。

○国務大臣(小林武治君) これは横川委員がいろいろどういふ御指摘をなさつておられますが、そのとおりだと思ひつておられます、郵政省の郵便局の建物はその官庁の建物に比べて非常に劣つておるということは、これは否定できません。やつ

ぱり郵政省として一番大きな問題は、局舎問題であらう、従来やまやますれば、きたない建物があつたら郵便局と思へ、こういうことまで言われておる環境の悪いところでない仕事をしようといつてもこれは無理なんです。どうしても私は、従業員は、健康衛生上はもとより、仕事の能率をあげるためにはよい環境をつくる、したがつて、よい局舎をつくつてやる、また、十分な局舎をつくつてやるということが、郵政省としては一番大きな仕事である、かように確信をしております。最近におきまして、幸い、方々に局舎ができておるが、お話のように、できてすぐ困つておる、年末処理のできないことはもちろん、平常事務の運行にまで支障を来たしておる局舎が全国に相当あるものであります。これは最初の局舎計画が悪かつた、不十分だつたということ、結果から見て言わざるを得ない。だから、こういうことのないようにしたいといふので、最近敷地の購入その他においても相当気をつけておやりになつておるようであります。全般論として、早急にいままでのおくれを取り戻す、こういう意味においても努力をしなければならぬ。ことしはむろん郵政本庁の庁舎の建築費が入つておりますが、これで初めて二百億をこえる、こういうふうな膨大な予算が成立をしようとしておるのでございますが、来年度などは一そうこの予算を厚くする、私は借入れでやつてやつたことだといふことで、何も郵政省の収入からこれを出さなければならぬので、財政投融資その他で、保険の借入れ金等において資金を思ひ切つてひとつ投入する必要があると思ひつておるわけでありまして、御意見は全く同感でございます。

○横川正市君 私の現状認識その他と同じだといふことでありますが、こまかく私が質問しておつた内容について、あわせて答へておりましたから、私はあとは要望だけにしておきたいと思ひますが、私も、郵政省の職員側の立場といひますが、あるいは職員側がつくつておられます労働組合の立場といひますが、そういう立場から離れて、公平な意味で郵政省を見ても、郵政省の今

日置かれております問題というのは非常にたくさんあるような気がするわけですね。その中でも、建物はことに一番大きな問題なんじゃないか。ですから、私の要望は、せめて、無集配局はやむを得ないものとしても、集配局、普通特定の差別なしに、全部鉄筋で相当スペースをとつて建てられるような、そういう状況というものをぜひひとつ具体化するように努力してもらいたい、これが一つ。

それからもう一つは、職員の中に仕事の面から来る対社会的な非常なアンバランスが生じておるわけでありまして、ことに郵便の外勤は事業の基幹でありますのに、対社会的にも、また実際上の取り扱いの面も、本人の自己意識の問題もあらうと思ひますけれども、その面からいろいろ問題があるわけでありまして、これらのことを満足させるためにも、局舎のスペースの中に休憩室だとか、あるいはシャワー室であるとか、あるいは雨にぬれて帰つてきたときには乾燥する部屋であるとか、そのくらいのもものは、ある程度の局以上は備へるべきじゃないか、そういう待遇の面とあわせて、ぜひひとつ改善をしてもらいたい。この努力の結果あるいは具体化といふものを、私もこれはこれから監視するわけではありませんが、十分見て実績をあげるように期待をしたい、このことをひとつ申し上げて私の質問を終わります。

○国務大臣(小林武治君) これは私が御質問にお答え申し上げると同時に、郵政省の幹部にこれを守つてもらいたい、こういう意味で申し上げるものであります。普通局や集配局は当然鉄筋にすべきである、そういうことを意識してやつてもらいたい、かように考えております。私は、郵政省の建物につきまして、従来非常なアンバランスがある、これは私は郵政省の幹部が金の取りやすさのところはつくつたが、取りにくいところはつくつた、どこへ行つても、保険局、貯金局というふうなものよりはるかにいいものができておるが、郵便局が一番——一番と言つては語弊があるかも知れないが、われわれのほんとうの仕事の中心である

七

い、政府に關係ない、こういうことであります。民法上の法人の許可をしたものにすぎない。ですから、もう一つ、いまのお考えのことはひとつあらためて法制局には聞いてみたいと思います。私はないと思います。

○光村基助君 もう一つお聞きしますが、特定郵便局長の地位が相模の年寄りの株のように売買される、これは非常に郵政大臣、あなたにとって不名誉なことだと思ふのです。これは特定局長が定年で退職する場合に、その後任をめぐってそういうことが言われていると思ふのです。特定局の制度のあり方については、われわれも非常に意見を持っておりますが、こういうことがあるのかないのか。あなたはあつたとおっしゃらないでしようけれども、しかし、こういうことが新聞に載つたりすると、郵政省の職員局長なんというものは、株で売買されるなんというとは非常に不名誉なことですから、こういう点、疑惑を一掃する措置をとつてもらいたい。制度のあり方については、われわれ意見を持っておりますから、いづれ、あとの機会にこの問題はお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(小林武治君) これは議員の言論の自由で何を言われても、われわれもやむを得ませんが、私どもはそういう事実はないと、かようにお答えを申し上げておきます。ああいう新聞にしても、ああいう見出しをつけられることは、われわれ郵政省の名誉のためにも、はなはだ遺憾であつた。ああいう事実はありません。こういうことははっきり申し上げておきます。

○鈴木強君 ちょっとその点ですね、郵政大臣。特殊法人の場合の大臣の監督の範圍ですがね。いま光村委員に対するお答えがありましたけれども、かつて科学技術財団ですね、十二チャンネル。この経営が非常に相當の負債をかかえておりまして、いま放送内容についても問題があると私は見ておりまして、こういうことがありましてこの委員会でも論議したことがあるのです。これは私またあらためて十二チャンネルの問題はやりませんが、郵政互助会の場合、郵政省と全通の諸君

が集まつて十分協議をし、融資する場合でも、資産運営委員会というものを開いて、そこできめてやるわけですから、私は規則の点がどうかということはないでございまして。ただ、大臣権限の問題についてだけちょっと伺つておきたいのですが、それは設立の場合に三十四条ですね、公益法人の設立については「祭祀、宗教、慈善、學術、技芸其他公益ニ關スル社團又ハ財団ニシテ管理目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト爲スコトヲ得」。したがって、法人の認可は大臣がしているわけですね。そうなりますと、法第六十七條に、主務官庁の法人業務の監督というのがあります。これによりまして、「法人ノ業務ハ主務官庁ノ監督ニ屬ス」と、「主務官庁ハ何時ニテモ職權ヲ以テ法人ノ業務及ヒ財産ノ状況ヲ検査スルコトヲ得」と、これが六十七條。それから設立許可の取り消しも、「其目的以外ノ事業ヲ爲シ又ハ設立ノ許可ヲ得タル條件ニ違反シ其他公益ヲ害スヘキ行為ヲ爲シタルトキハ主務官庁ハ其許可ヲ取消スコトヲ得」、七十一條にございまして。ですから、まあ、営業収支決算といふものは、そういうものの報告もするでしようし、その営業の中に不当なものがあると認めるときは、大臣はこれに対して検査を命じることが出来るわけですね。ですから、そういうふうに私は理解しておるのでして、一切認可して内容にタッチできないのだという大臣の御所見は、ちょっと従来から私やつてまゐつておる關係があるものですか、もう少し御研究なさつておいたほうがいいのじゃないか、こう思ひますので、その問題点だけ指摘しておきたい。内容については私ここでよくわかりませんが、一応組織上はちゃんとしっかりしたところをやつておるわけですから、この内容はもう少し調べてみなければわかりませんが……。

○國務大臣(小林武治君) これは特殊法人ではむろんないわけですね。特殊法人ではありません。民法上の単なる公益法人であります。財団法人、特殊法人といふのは、法律その他によつて、ある程度何らかの形で國家權力とか國家意思が關係してお

るものが特殊法人、いわゆる特殊法人と稱するものがそういうものである。これは普通の民法上の財団法人である、このことは監督権の上において非常に違ふ。それで、いまのようにきめられておつて、業務報告書とか、いろいろなものを出せ、こういうことになっております。この互助会自体については、設立の上では、むろん、管理者側と組合側とお話の上でできておる。が、これは内部の問題であつて、民法上の許可については、これはいろいろの條件を付していない。もしこれを取り消すとか何か解散といふことは、この法人が公益に反する、こういうふうな認定をした場合には、そういうこともあり得るわけでありまして、通常いまままでのやり方においては、一々業務内容に關与しないといふことが一つの慣例であつて、また、一般にそういうふうに行なわれておるといふことであります。しかし、問題になればまたいまの權限行使くらのこともあり得るかもしれません。いままでのところは、そういうことをしておらない。普通の慣例においては、これらの問題については業務内容等については一々口を出さない、そういうことでやつております。

○鈴木強君 ちょっと私は特殊法人としての前提で言つていますから、ですから、郵政互助会ですか、これがそういう特殊法人でないといふことになれば、私の意見、別ですがね。私の意識と違えば、私の意見とおのずから違ふのですから。私は特殊法人だ、こう思ふのです。そう思つていますから質問しておるのですが、それでなければ、これは大臣おつしやるとおります。

○國務大臣(小林武治君) これはあらためて申し上げておきますが、特殊法人ではありません。民法上の単なる公益法人である、こういうことであります。

○鈴木強君 わかりました。

○光村基助君 郵政六法、だれか大臣に見せてください。一六二ページ、一六三ページですが、第八條の、「郵政大臣は、必要があると認めるときは、民法第六十七條第二項の規定によりその職員

をして法人の業務および財産の状況を検査させることができる。」前項の規定により検査を命ぜられた職員は、身分を示す証票を携帯し、關係人の求めがあるときは、これを呈示するものとする。」。こういう規定があるのです。そうすると、いろいろあなたの子分と言つては悪いが、役所の人に行つて見ていこうと言ふことはできるわけですね。これ、一べんもやつたことがないので、今後やるつもりはありませんか、問題になつたら、さつき言つた特殊法人といふことも、それも聞かしてもらいたい。

○國務大臣(小林武治君) これは事實問題としてやつたことがない、そういうことであります。光村委員としてもよく御存じのように、構成そのものがお互いの信頼感によつてこれはできておる、こういうことであるからして、やはりそういうことをすることはむしろ好ましくないといふような気分もありはせぬか、互助会側においても、また官側においても、そういうことでやつた事實はない。ただし、これが世間で疑惑を受けるような問題があるとするれば、やはり検査をしてもらなければならぬかもしれません。しかし、いま申しますように、特別な書類を要請したこともありませんが、いままでのところは、これによつての報告をとつておらぬ、こういうことであります。

○光村基助君 しかし、こういう規定がありますと、たとえば、どの議員からにしても、この條項を引用して、あなたはこういう權限があるじゃないか、こういう新聞に出ておるようなことがあれば、一応調べてみない、調べた結果は、大臣が調べるのだから、調べた結果は大臣のほうから資料として提出しないと言われたら、どうしますか。それでも、私は關係ないからあつてをしますと、それで逃げられますか。そういう点も一応法制局によくお聞きなさいと、こういう注文をしているのです。

○國務大臣(小林武治君) 御注意の点はひとつ検討してみたいと思ひます。

○鈴木強君 最初に、郵政大臣に一、二お尋ねし

たいのですが、いま公労協の賃金紛争の問題で政府としても最善の努力を尽くされておられると思いますが、けさ閣議がありましたですね、そのあと引き続いて関係閣僚の皆さんの懇談会が開かれるという、けさニュースを聞いたのですが、予算委員会その他におきましても、総理大臣以下、ことしはひとつ調停段階で解決するように努力をしたい、こういうことで公労協の諸君にもすでに意見も伝わっておるわけです。問題は、いまや国会の開会中のことでもあります、大蔵方面からいろいろ意見のあることも聞いておりますが、問題は、早期に調停段階で解決すると、こういう方針には変わりはないと思いますが、そういう立場に立ってきょう懇談会を持たれたと思いますが、どのような経過か、お差しつかえがあればいいのですけれども、別途機会もあると思うのですから、お差しつかえがなくても、もしここで教えてもらえらるのでしたら、その概略だけでもお聞かせいただきたいと思います。どうでしょうか、あすストライキを控えておりますけれども。

○国務大臣(小林武治君) 私は実は、きょうの開議におきまして、政府がとにかく誠意ある——誠意あるとは何かという内容は、有難回答でもことはやって、でき得るならば調停段階でまめたこと、こういう熱意と申しますか、誠意があることは事実であります。さような誠意をさる日に官房長官と労働大臣から公労協の方々に申し上げたわけでありまして、ところが、そのすぐ直後にストの宣言をする、あるいは、その他のストの準備指令を出すということは、私はあまり感心しない。すなわち、誠意というものは、労使関係はお互いの誠意を示すべきであって、政府がさような誠意を持つておるのに、いまの組合等においては、去年と同じようなやり方をいままでしておられる。このことは、私としては非常に遺憾である、こういうことを私はきょう閣議で述べたのであります。だから、これは相互の問題であるからして、お互いにひとつずつそういうやり方でもやってもいい、こういう希望を述べて、そのあと引き続いて

関係懇談会をいたしたのでありますが、その懇談会においては、やはり政府の熱意というものは別段変わりはない。それで、政府が当事者じゃない、調停の段階において三公社五現業がそれぞれ意見を表明する、こういう形であるが、それについては、従来の態度をひとつ堅持をして、できるだけひとつ早目に混乱なしにおさめるといふ前提のもとに、回答なり意見を述べようと、述べることを内閣も承知した、こういうことできょうおそろく、公労協の方に労働大臣と官房長官がお昼にお会いになるのじゃないか、そういう政府の態度を伝えると同時に、公労協においてもひとつこれに相對応するような誠意ある態度を持つてほしいということをお願いする。

それ、もう一つ、一体誠意ある回答とは何かと、こういう問題も出たのでございます。これは私はここでいま言明することはどうかと思っておりますが、もし、なんなら、ひとつ速記をとめていただいて。

○委員長(野上元君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(野上元君) 速記を始めてください。

○国務大臣(小林武治君) そういうことで、とにかく、政府の誠意なり熱意はこの際示す、しかし、これ、示すについては、これはもう調停の段階においてやるから、各当局としては意思が違なり、たとえば全通当局等においては、まだあとになり、おそろく十七日か十八日になる。きょうやるのも、あしたやるのもあると、こういうことではありますから、各当局の意思表示は別々になるが、そういう趣旨を政府が了解をしたと、こういうことであります。

○鈴木強君 私は労使間の話でありますから、こゝで大臣にとかく言う筋もどうかと思っておりますが、ただ、お述べになりましたようなことでしたら、いままでもわれわれが張りつめて見守ってきた気持からしますと、少しの足りなさを感じるのです。もの足りなさというより、少しがっかりしたような気もするのですがね。最近の物価の上昇その他から見ても、民間産業の賃金アップ、こういうことから見て、少し私はがっかりしたということが適當だと思うのですが、これは大臣のおっしゃる通りに、労使とも誠意を持つてやることが前提ですから、そういう意味で、このストライキ行為に対する批判というのはいろいろあるでしょうけれども、現実には生きた労働運動というものがそういう行為に出ようというところは事実ですから、そういうことについて、ひとつ国民大衆の便益を損じないよう、できるだけ早く解決するということとは、これは労使の良識にかかるとも思っております。ですから、そういう意味で、なお大臣として、郵政、電電、この二つの大きな公労協の中の組合を持つておられる大臣ですから、一つ一つあなたの誠実と正義と情熱を傾けて、ことしは非常にかつてない姿に労働組合のほうも早期解決を望んでおるわけですから、そういうよい慣行を打ち立てるために、政府のほうでも思い切つて最善を尽くしていただくように、これは強く私は希望しておきます。大臣からひとつ決意を。

○国務大臣(小林武治君) 御希望は了承いたしました。

○鈴木強君 それから、予算でちょっと私、郵政省の首脳部の人事のことについてあなたに伺ったんですが、考えておらないと、こういうお話でしただから、私もそうだろうと思っておったんですが、どうも最近いろいろ情報が流れてきて、情報というものはこういうふうないろいろな業界紙ですがね、それを見ますと、もう六月中旬に次官が勇退するといふ前提に立って、かなり具体的なポストまで、だれがどこへ行くというふうな、そういうことまで文字になっているわけですね。どこから私は出るか知りませんよ。これは大臣がやらぬとおっしゃるのですから、われわれは大臣を絶対信頼しておりますから、こういう質問をするのはかえって失礼かと思いますが、ただ、人事の問題は、この前も私申し上げたように、前大臣がやって、そこへ新しい大臣が来るというふうな人事はちょっとおかしいんじゃないかということ

も申し上げたところですが、ですから、これは非常に全体の士気に影響することとして、こういうふうな情報が漏れてきますと、これはだれだって一生懸命やろうと張り詰めている気持ちの中で、しかも、国会開会中ポストを尽くしているのに、一方でこういうような情報がどんどんと流れてきますと、当事者にしても、あるいはわれわれ郵政に関係する者から見ても、きわめてまずい、こういう気持ちになるものではない、ですから、これはもう一回大臣に、たいへん失礼ですが、これはあなたほんとうの気持ちを、前と同じだと思いたくはない。

○国務大臣(小林武治君) 私はそういうものを情報とは思わない。どこからデマが飛ぶかもしれぬが、おそろく郵政内部においては、幹部の間においてそういう話は絶対にありません。で、申すように、私は先までやらぬと、こゝろ申し上げたわけではない。少なくとも、たとえば、いま郵政省設置法の改正をやっております。関東に郵政局をつくる、あるいは電氣通信監理局をつくりたい、こういうことではありますから、そういうものが通れば、そういう関係の人事異動があるのは当然であります。が、そういう時期までは異動等は考えておらない。したがって、外に出るはずはありません。あつたらだれかがつくつたにすぎない。郵政内部には関係のないことでございます。

○鈴木強君 これはあなたを言われるけれども、情報とは思わないと言われども、ほくらにはしつちゅうこうい通信を毎日送ってきますね。これを見ない。こうちゃんと——そう思わぬなどという一方的なものを言つてもだめですよ。私はそう思うんですが、見解の相違か何か知りませんが、そういうものも出ていますから、事実。

○国務大臣(小林武治君) これは私は何も包み隠しをするわけではございませんが、事実こういうふうな考え方は何もやっておらぬ。また、したがって、どなたもそんなことは——私が何も言つたこととは、どなたもそんなことは——私が何も言つたこととは

あるはずがありません。私はこれを見て初めて教えらる、こういうこともあるのかなあと。この程度にしか言われない。

○鈴木強君 大体わかりました。設置法がもし改正になつて——あれは監察局を二つなくするようになつていますが、そういうふうなことがある場合には、これは当然でしょうね、異動というのは。しかし、なかなか設置法は通らぬわ。それでわかりました。

それでは、きょうは、国際電報の皆さん、たいへんお忙しいところをおいでいただきまして、社長以下ありがとうございます。

当面私は問題になつてゐる諸点について伺いたいと思ひますが、できますれば、あらかじめひとつ事業概況等を御説明いただきますれば、非常に質疑をするのに都合がよいのでございしますが、できましたならば、そういうふうな配慮をとつていただきたいと思います。最初に、概要をひとつ。○参考人(大野勝三君) それでは、最近の国際電信電話事業の概況につきまして御報告いたします。

まず、四十一年度における事業の概況、次に本年度の事業計画の概要という順序で御説明申し上げます。

四十一年度の設備拡張改良関係の第一は、衛星通信商利用の実施であります。当社はかねてから衛星通信の商用化に備へ、鋭意茨城衛星通信所を拡充整備してまいつておりましたが、御存じのやうに、国際商業衛星通信機構によるインテルサット二号衛星の太平洋上打ち上げが成功いたしましたので、これにより本年一月から対米及びハワイとのテレビジョン中継業務を開始いたしますとともに、対米電話回線の増設を行ないました。

第二は、当社太平洋横断ケーブルと英連邦東南アジアケーブル(S.E.A.C.O.M.)との接続完成であります。この両ケーブルがグアムにおいて接続されました結果、昨年九月から香港、シンガポール方面に対し、また、本年三月からオーストラリア、ニュージーランドに対し、ケーブル回線の新增設や、短波無線回線の一部ケーブルへの収容がえが

行なわれまして、これらの地域に対し、いままでもより一そう良質のサービスを提供することとなりました。

以上述べましたやうに、いわゆる広帯域幹線の一その充実により、回線の新增設が比較的容易になり、また、需要も増加しておりますので、四十一年度においては、次のとおり回線の新增設を行ない、それぞれサービスの改善に充てました。

国際電報回線につきましては、クアラルンプールとの間に一回線を新設しましたほか、ソウルに対し一回線増設し、国際加入電信回線につきましては、クアラルンプールの新設のほか、アジア及びヨーロッパ方面に対して、それぞれ十二回線、米国に対して六回線、全部で三十二回線の新增設を行ないました。国際電話回線につきましては、前に述べました衛星回線の使用開始、シコム系ケーブルへの接続等もありまして、北米に対し十八回線、シコム対地を含めアジア方面に対し十二回線と、いままでも例を見ない合計三十回線の新增設を行ないました。

第三は、遠隔制御方式による新送受信所の開所であります。現在大阪府にあります河内送信所及び埼玉県にあります福岡受信所は、いずれも周辺の住宅化に伴つて空中線敷地の拡張、空中線の建設などに非常に困難を生ずるようになりましたので、三重県上野市及び茨城県北浦に、大阪、東京の中央局から直接無線送受信機をコントロールするいわゆる遠隔操縦の新送受信所を建設しておりますが、上野送信所は本年四月に、北浦受信所は五月二十二日に、それぞれ運用を開始する運びとなり、今後の短波通信の拡張に対しまして十分対処し得る体制を整備いたしました。

続いて営業の概況について申し上げます。貿易の伸長、回線の新增設等によるサービスの改善によりまして、主要各業務とも順調な伸びを示し、いずれもこれまでの最高の取り扱い量となりました。主要業務別に見てまいりますと、四十一年度の国際電報取り扱ひ数は五百四十一万余通となり、

前年に比べ七分八厘の増加となっております。国際加入電信につきましては、昭和三十一年の業務開始以来、毎年著しい取り扱ひ量の増加を示しておるのでありますが、四十一年度におきましても、あとで述べます商社専用電信回線の漸増があるにもかかわらず、対アメリカ、ヨーロッパを中心に増加しまして、百三十一万余度に達し、前年度に比べ一割九分の増となっております。

国際電話につきましては、太平洋横断ケーブル開通後の品質改善に伴う増加傾向が四十一年度にも持続し、本期間の取り扱い数は七十一万余度となり、前年度に比べまして実に三割六分の増加となっております。

専用電信回線業務につきましては、一般商社に對し、昭和三十七年から逐次、対北米、ヨーロッパ、フィリピン、香港、オーストラリアについて、その販売を開始してまいりましたが、四十一年度は新たにその販売対地を台湾、シンガポールに広げたこともありまして、二十四回線増加し、年度末の専用電信回線総数は百十七回線となり、前年度末に比べると二割六分の増加となっております。

なお、専用回線の料金につきましては、外国側における料金低減の傾向など、最近の諸般の情勢を考慮し、また、わが国の貿易振興に寄与する観点から、米、国、オーストラリア及び東南アジア各地に対する専用料を本年三月一日及び四月一日から一〇ないし三七・五%値下げいたしました。この料金低減により利用者の受ける利益は、四十一年度において総額約四億四千万円と推定されます。

次に、四十一年度における経理の概況を申し上げます。以下申し述べます数字は社内的には決定しておりますが、まだ株主総会の決議を経ておりませんので、その点お含みお願ひします。なお、数字は億単位で申し上げますので、御了承願ひします。まず、四十一年度の収支状況は、営業収益百七十九億円で、前年度に比べて三十一億円の増

加となっております。一方、営業費用は百二十二億円であります。前年度に比べて十四億円の増加となりました。これらに営業外損益及び特別損益を加減いたしました四十一年度の利益金は三十四億円となり、前年度に比べて十二億円の増加となりました。

資産状況につきましては、四十一年度末の資産総額は三百二十六億円であります。そのうち、流動資産は百十五億円で、固定資産は二百一十一億円となっております。一方、負債総額は百六十一億円で、そのうち、流動負債は五十八億円で、固定負債は七十三億円で、引き当金が三十三億円となっております。差し引き当社の純資産額は百六十五億円となっております。

以上で四十一年度の概況の報告を終わります。続いて本年度事業計画の概要について御説明申し上げます。本年度におきましては、引き続き衛星通信等広帯域幹線の建設を重点的に行なうとともに、遠隔制御による上野、北浦両送受信所の一その整備及び対外回線の増強を進めるといたしました。設備投資総額七十九億三千万円を予定しております。

その主要な項目を申し上げますと、その第一は、衛星通信の関係でございます。国際商業衛星通信機構の今後の計画としては、昭和四十三年度に電話千二百回線分の容量を持つインテルサット三号衛星を太平洋、大西洋上に打ち上げ、さらにインド洋上にも衛星を配置し、いわゆるグローバルシステムを一応完成させることとなっております。

当社茨城衛星通信所の現在の施設は、国際標準規格を満たしてはおりますものの、実験用設備をとりあえず改良したものでありますので、現施設の隣に直径二十七・五メートルのアンテナを持つ本格的な設備と新局舎を建設することとし、目下その工事を進めております。これは本年末までに完成させる予定であります。また、インド洋上に配置される衛星を通して欧

州諸国とも通信できることとなりますが、これに
対しましては、衛星の位置の關係上、地球局は大
阪以西に限られますので、この地方にも同様の地
球局を建設する計画で、日本電信電話公社のマ
イクロ波回線との干渉等を考慮しながら候補地の検
討を行なっており、明年末には完成させたい考え
であります。

第二に、日韓広帯域幹線建設の關係でございま
す。日本一韓国間の通信需要は、ここ数年著し
い増加を示しており、兩國間の通信連絡を拡充強
化する必要がありすが、短波無線回線の拡充
は、周波数の關係から非常に困難な状況にあり
ます。そのため、新たに対流圏散乱方式により電
話百二十回線容量のものを、日本側・島根県浜田
市・韓国側・蔚山府近の舞龍山間に建設すること
とし、本年二月一日、韓国通信当局との間に「日
韓通信幹線建設協定」を調印いたしました。昭和
四十四年前半開通を目途に鋭意準備中であります。

第三に、日本海海底ケーブル建設の計画でござ
います。この計画は現在の長崎・ウラジオストク
間の旧型電報ケーブルにかえて、直江津・ナホ
トカ間に近代的な高品質の海底ケーブルを建設
し、日本と欧州諸国との通信を改善強化しようと
するものであります。

当社はかねてから大北電信会社と、この計画に
関する諸問題につき、数回の会合を持って折衝し
てまいりましたが、昨年九月コペンハーゲンに
おけるソ連を含めた三者会議及び昨年十二月東京
における大北電信会社との二者会議を通じて、基本
的事項については、ほぼ意見の一致を見ましたの
で、引き続き欧州関係諸国の意向打診をしてまい
りました。多くの諸国はこの計画に賛意を表明し
ておりますが、最近に至り、一部の国で本幹線利用
に対する態度が消極的になったため、大北電信会
社としては、最終的な調印決定に至っておりませ
ん。順調にまいりますが、明年後半開通の目途
でありましたが、若干遅延のやむない状況であり
ます。

第四に、東南アジア海底ケーブル計画關係でこ
ざいます。この計画は政府御当局において推進し
ておられるものでありまして、全体計画として
は、日本、台湾、フィリピン、ベトナム、カンボ
ジア、タイ、マレーシア、シンガポール及びイン
ドネシアを結ぼうとするものであります。第一
次計画としては、まず台湾、フィリピン、タイ間
を建設しようというものであります。

申すまでもなく、この計画は日本と密接な關係
にある東南アジア諸国との通信を画期的に改善す
ることになるものでありますから、当社といたし
ましては、その早期実現を期待して引き続き調査
検討を行ない、政府御当局の御指導を仰ぎつつ、
これが実現にできる限りの御協力を申し上げる所
存であります。

第五は、遠隔制御方式による送受信所關係でこ
ざいます。これは前に述べましたとおり、すでに
運用を開始または近く開始しようとしていたこと
ですが、引き続き遠隔制御の送受信機を増備し、
旧送受信所で運用中の回線を逐次、新送受信所に
切りかえて行く計画でありまして、四十三年末ま
でに一応完成させる予定であります。

第六は、対外通信回線の拡張であります。業
務量の増加に対処するとともに、サービスの改善
をはかるため、加入電信回線三十六回線、電話回
線十三回線、専用電信回線四十六回線、その他合
わせまして合計百回線余りの新增設を予定してお
ります。

なお、世界的な傾向である運用の合理化に対応
するため、将来、加入電信交換の全自動化及び電
報中継の機械化を実施する計画であります。本
年度はこれに備えて一部の準備を進めることにい
たしております。

以上で事業概況の説明を終わります。

○鈴木強君 御説明を聞きますと、国際電気通信
關係は非常に順調に終始をしているようでござい
まして、まことに同慶にたえません。皆さんの御
苦勞に感謝いたしますが、なお二、三私はぜひお
伺いをしたいと思います。

この毎年度の事業計画というものを郵政大臣が
承認することになっておりますが、これがいつも
年度を越してしまふようなことがありまして、何
回かここで指摘されたのです。ことしはいつ許可
になりましたか。

○國務大臣(小林武治君) 三月三十一日、前年度
の最後の日に認可になりました。

○鈴木強君 従来からやっておったことから比較
してみて、大臣の熱意がわかります。これはもう
ほんとうはもう少し早目に十分検討して、できる
だけ早く認可を与えて、計画を順調に四月からや
れるようにしたほうがいいと思っております。これ
はやはり希望として申し上げておきます。

それから、その次に、衛星通信は実用化に入っ
たわけですが、これから日本の科学者を総動員を
して衛星本体の打ち上げということを実行に考え
ていくわけですか。これが各省はばらばらになってお
るのですから、一元化についても、政府も本腰を
入れてくれると、こういうことがいよいよ確認されて
おるわけですが、郵政省は郵政省として、それぞ
れ大臣お考えだと思いますが、国際電電としてイ
ンテルサットに一応依存しているわけですね。で
すから、いずれ、これはやはり国内の本体打ち上
げの時期も早いと思いますが、そういう意味で、
それらに対する考え方が、そういう意味で、
当然かかるといふことになると思いますが、そういう配
慮はどういうふうにしておられますか。基本的な
考え方がいふから、それをお伺いしたい。

○参考人(八藤東禧君) お答え申し上げます。
政府におかれまして、国内衛星開発推進のため
にいろいろと御方針を御決定になりやっております。
ことは、おっしゃるとおりでありまして、国際
電電としては、私たちはインテルサットに加入し
ておることによって得ている知識経験というものを、
あるいは私たちが社内においてみずからやっ
ている研究等あらゆるものを御利用いただける限
り御利用いたいただくということで、これら政府の方
針に対して御協力申し上げたい、かように思つて
おります。

○鈴木強君 国際電電のいまお持ちになつておる
研究所ですね、こういうところでは具体的に本体
の打ち上げについての研究というのはいま当面は
やっていないのですか。その点はどうですか。

○参考人(八藤東禧君) 申し上げます。
国際電電の衛星通信に関する研究と申しますと、
大まかに二つございます。一つは、国際共同
体の一員として国際的にいま研究をやっております
多目的衛星とか航空衛星とか、これは一員とし
てそれに参加してやっております。

それからまた、他のもう一つの研究というの
は、いま先生のおっしゃったような国内の衛星打
ち上げに関する研究であります。これはそれぞ
れの専門がございまして、私、技術のことは詳し
くございせんが、国際電電として担当するよう
な研究項目があるならば、それはもちろんのこと
と、KDDとして身近なものについて研究してい
く、こういうことであります。そちらのほうも直
接に打ち上げに關連するかとやうな、先生の
ほうが技術はお詳しいでしうが、次から次へと
連関がございまして、ある一部分についての研究
も、これは見ようによつては、国内開発のための
一部分でもあり得るでしうし、そういう研究
は国際電電としてもやっております。

○鈴木強君 いずれ衛星の打ち上げということが
近い将来考えられますから、まあ国際電電がいま
までいろいろ研究された貴重なデータもある
でしうし、そういうものについては、政府の各
機關の協力体制の中で十分に効果を生かすよう
に、ひとつ積極的に働いてもらいたい、こう思
います。

それから、最近私たちはテレビジョン中継の外
国の実際の姿も見ることができるようになったの
ですが、この前も私が申し上げましたように、電
波の使用料ですね。こういうものは、この前もよ
つとお話がありましたような形でいまやっております
のですか。電波使用料というものは、最終的には

どういふふうになつてゐるのですか、この使用料は。

○参考人(八藤東禧君) 使用方法でございますか。

○鈴木強君 使用料と申しますか、テレビジョンが宇宙通信を使って放送する場合の電波の使用料ですね。使用料金は取らないのでございませうか。

○参考人(八藤東禧君) 料金でございますか。料金は、国際的にきまつておりますところの一位当たりの料金、これを適用してKDDとしては共同体に支払いますし、それからまた、それをもとにいたしまして、国内のKDDの費用を加えたものを放送協会からちょうだいしてある、こういうことは在来どおりでございます。御認可いただいたとおりでございます。

○鈴木強君 それが少し高いと、使用料が。そういう意見が前からありまして、その点について私もこの前少しく検討をお願いしたわけですが、これは国際的な一つの基準で、日本側の意見だけでやることはもちろんできないと思うのですが、そういうことはしつちゅう外国との折衝もあるでしょうから、その辺の努力は、少しまけさせるような努力はしてもらつたのでしょうか。

○参考人(八藤東禧君) おことばに甘えるようなことで、たまふそのようなことで恐縮でございますが、実はこの三月、第二十五回理事会が開かれましたときに、そのテレビ料金が問題になつたのでございまして。と申しますのは、大西洋におきましては、御存じのアリバーボード、私もインテルサット一号と申しておりますが、これを使ってテレビを伝送するというをやつておるのでございまして。この料金と、太平洋で現在私たちが使用しておりますインテルサット二号の料金とでは、こちらが半分、向こうが倍ぐらいということになつておるのですが、一部ヨーロッパの国からは、やはり太平洋でいまの日本の行き方は安過ぎる、高くしろ、ヨーロッパ並みにしろ、しかも今後インテルサットのこれまでの財政状況その他

いろいろ考えてみれば、料金を上げるということはないかなむすかしいことである。一たん下げたならなかなか上げにくい。財政状況から考えてみても、大西洋のアリバーボード並みに倍にしろ、日本がやつてゐるあれを上げろという御意見が非常に出た。今回ばかりでございませんで、この一月末にありましたところの第二十四回においても、ヨーロッパ側から提案があつて、一月の場合には、まあ次のときまで臨時的に現状のままでアンパランスで認めようということになつた。それが今度の場合において、太平洋も上げろ、こういうことでございまして。日本といたしましては、これは非常に抵抗いたしまして、アリバーボードの性能上やむを得ずそういうふうな料金計算をやつてゐることで、アリバーボードよりも進歩した技術を使つてゐる、能力のある第二号の星を使つてゐる、しかも、日本の政府がすでにこれを認可し、日本のKDDが国内において放送分野に実施し、日本がアメリカと協定してゐるこの料金をこの際引き上げるということとは、いずれの点から見ても同意しがたいということと反対いたしました。結局、ヨーロッパ側も、それではしかたがないから、本格的にテレビのみならず、あらゆる料金の基本的な検討を急いでやろう。それができるまでは、では大西洋側も半分に下げようか。幸い、向こうはインテルサット二号のF3が上がりまして、そういうことに一致した、こういうふうないきさつもございます。

○鈴木強君 これは非常に、いまにわかになつてゐることはいいんですけれども、前からの懸案でもありますし、将来に向かつて出てくると思ひます。使用料の問題は、できるだけまあとつて、できれば安くするのには越したことはないわけですから、そういう努力をさらにしていただきたいと思ひます。

それから、この中にもあります日本海海底ケーブルのジャスクの問題でちよつとお尋ねしますが、何かここに書いてありますのを見ますと、昨年の九月のKDDと、グレートノーザンと、ソ連

の郵政省ですか、この三者で話し合ひをして、計画といふか、構想をきめたわけですが、ところが、その後の折衝で、ヨーロッパ側の中に、一部消極的な態度をとつてゐる国があつて、そのため、グレートノーザンとの間に最終的な調印ができておらない、こういう御報告なんです。この消極的な国といふのは、これはどこでございませうか。差しつかえがなかったら言つてくれませんか。

○参考人(板野孝君) お答え申し上げます。

この一部消極的という中には、オーストリア、それからオランダ、ベルギー、それからドイツ、こういうのが含まれておりますが、ドイツのほうは、目下のところ、これには利用の意思はない、こういうふうな表明をいたしておるわけでございます。

○鈴木強君 そうしますと、西歐を含めた当初の計画といふのは、いまの段階ではデッドロックに乗り上げた、こう見ていいんですか。

○参考人(板野孝君) 先ほど申し上げましたように、ドイツはこれを利用する意図はないといふことでございまして、その他のフランス、スイス、あるいは北欧諸国等はこれを利用したいという意向を表明いたしておりますので、私ども、モスクワからの陸地線のルートを少し変更をいたしまして、できるだけ西ヨーロッパとの通信をひとつやりたいということで、目下交渉を進めておる次第でございます。

○鈴木強君 そうしますと、東欧諸国は大体いいわけですね。東欧諸国はどうなんですか。

○参考人(板野孝君) 東欧諸国はみな賛成でございます。

○鈴木強君 そうしますと、ソ連——モスクワまでいきますね。それから東欧関係はよろしい。それから、その先の特にオーストリアですか、それからドイツといふのは、西ドイツだと思ひますが、それがないといふことですから、これははっきりしていませんが、その他のベルギー、オランダ、これらの

国は、さらにオーストリアを含めて折衝をして、ある段階まで、これはたしか明年の十一月に開通予定でした。当初の計画は、それまではまだまだ交渉といふのは続けていつて、当初の計画が実現できるように、ドイツにもっと反省を求めるとかという努力をやると思ひますけれども、大体この辺が限界であるか、来年の十一月開通といふことは、当初のお話で私聞いておりますからね。それを大幅に、まさか二年も三年も延ばすわけにはいかないでしょう。最終的に、西ドイツも、オーストリアもだめだといふことになつたら、一部、計画を修正をして、いつごろそれを開通しようという立場に立つて、交渉は大体どこがめどというふうにおつておるのでしょうか。

○参考人(八藤東禧君) お答え申し上げます。

まことにごもつともな御質問でございます。先生のおっしゃいましたように、ドイツ国に対しても、今後ともなお態度変更についてアプロウチするつもりでございますし、ごく最近においても、西ドイツの郵政省の高官が参りましたときも、私どもとその間に話し合ひがあつたわけでございますし、努力するつもりでございますが、はたしていつになるかという問題でございますが、お話の中にも出ましたように、現在参加を表明してゐる国だけを対象として踏み切るか、踏み切らないか、これがますますと、相当近い期間において期日がつきりしてゐるのでございまして。このために、グレートノーザンは二度モスクワを訪問しております。その二度目の訪問の結果は、私どもにまだ参つておりません。グレートノーザンといつたしましても、現在参加を予想する範囲内においての国を相手に、これをするかしなつか、最終的に腹をきめなければならぬ段階になつておると思ひますので、おそらく近いうちにイエス、ノーが来るだらうと思ひます。それが一つでございます。

それからまた、グレートノーザンがさらに慎重

な態度に慎重を加えたという事は、板野常務から申し上げました西歐諸国の一部の消極的な態度にございます。これが今後のアプローチによってもう少し有利に展開する場合に、そうすると、まあ、ななくともやろうという時期が、前にその可能性が出てきます。その時期がまたもう少しずれるかも知れません。というのには、どうせやるならば、三月に広げたいというのが、いま私ども日夜苦慮をしておるところでございます。ともあれ、おそろく今月じゅうだろうと思いますが、グレートノーザンから第二次モスコウ訪問の結果の報告が来ることになっております。大体その二段がまゑの時期、大ざっぱに申しまして、第一段でまいりますれば、その時期につきまして、ちょうど担当の甘利常務がおりますので、もう少し詳細にひとつ……。

○参考人(甘利省吾君) 当初の、来年十一月末と申しますのは、本年の二月に発注するという前提で進んでおりました。それが、現在三、四、五と大体三月分おくられております。この完成期につきましては、問題が二つありまして、局舎の建設と、それからケーブルの布設と、この二つとも冬にかかりまして、工事が非常にむずかしくなりまして、冬にかかると、その局舎の建設と、それからケーブルの布設の両方が終わるようというところで折衝をしておりました。しかし、現在もろすでに五月でございまして、かりに今月の末に決定して発注したとしますと、実際の布設は二月あるいは三月ということになります。また、六月一ぱいで発注が決定いたしますと、布設はおそろく来年の四月ということになるかと思ひます。したがって、現在の工程ではすでに二、三月月の遅延はいたしておりますが、実際決定しまして工事にかかりますときには、これはメーカーとの相談も必要でございますが、あらゆる方法を講じて、できるだけ当初の来年末までという線で建設するように努力するつもりではおります。大体かような状態でございます。

○鈴木強君 甘利さんのお話ですと、ことし二月

調印することを前提にして考えた場合に、来年の十一月と、こういうことですね。そうしますと、約二十二月月くらいですかね、そのくらいかかるわけですね、いよいよ調印になってから。それはわかりました。

そこで、政府と電電と基本的な態度を聞いておきたいのですが、いま八藤副社長の話もありましたが、もし一部の国が参加しないと、当初の計画から見まして、そういうときには、最終的にどうしても一部の国は不参加だということがわかったときには、それを除外して前に進んでいくのか、そのときにはもう少し考え直してやるというのか、その基本的な姿勢というものをぼくは伺いたいのです。

それから郵政大臣には、こういう折衝について、もちろん国際電電が当面当事者としてやられておりますが、国際電電としても、郵政大臣との緊密な連絡をとってやられると思ひますけれども、大臣としての、いまの基本的な考え方についてこれはこの際伺っておきたいと思ひます。これは非常に重大な、今後国内の問題が出てきますから。私はそのことをあとで伺ひますが、そういう点との関連でこの基本計画というものをどうしていくのかというのには大事なことです。この際、通信政策そのものは郵政大臣のやることですから、そういう意味でこの点も大臣に伺っておきたい。

○國務大臣(小林武治君) これは多少の障害があつてもぜひ実現させたいと、こういうふうに政府は考えております。

○参考人(大野勝三君) 当社といたしましては、基本的な姿勢は、あくまでも対歐通信のための幹線にしたいということでございますから、たゞいま消極的な態度をとっておる国とも、さらに折衝いたしまして、これらを含めた当初の計画どおりの方針を進めたいと、かように考えております。

○鈴木強君 それはわかつておるのですが、次に、もし脱落するところがあつた場合に、そのときにもうそれはやむを得ぬから除外して前に進

んでいくと、そういう姿勢かどうかです、これは最悪のことですがね。そうでないと見当つかないです、これは。

○参考人(大野勝三君) まだ消極的な態度を示しておりますと言つても、最終的なものではないと私もは考えておりますので、基本的な姿勢はやはり当初計画どおりということでありまして、どうしても今後の折衝によりまして、二、三の国が脱落するということでありまして、それはそのときにまたひとつ政府御当局の御意見も伺ひまして、なるべくこの幹線だけは建設したいと考えております。

○鈴木市蔵君 ちょっと関連。このデンマークのグレートノーザンとこの日本海海底のケーブルの問題は、昨年日本の新聞に出たのは、私の記憶では、朝日新聞が一番初めだと思つてゐるのですが、朝日新聞の夕刊に出ました。そのときに、この問題における日本のつまりこういう全般の姿勢というものは一体どういふものであるかということについて、ちょうど当委員会が開かれておりませんでしたので、おたくのほうの会社のしかるべき人に電話をおかけいたしましたして事情を聞いたんですけれども、まあ私は非常に消極的だという印象を受けた。で、いまもお話を承つておりましたが、グレートノーザンはすでにこの三者会議の後、二回にわたつてモスクワに行つて会議したと言つてゐるのだけれども、どうして国際電電のほうはそういう会議に積極的に自分のほうも参加していくという、報告を待つと——先ほどのあなたのお話では、モスクワとの話がどうなつてゐるかということの報告を待つというふうな態度でしたけれども、それは私はよくわからないのです。どうしてそうなのか。これをきめるときは三者のいきさつもあるのではありませんか。なぜグレートノーザンにイニシアチブをとられてゐるという感じがするわけなんです、この点についての積極性というものが、どうも御答弁の中からもうかがわれないということ、これはひとつ同僚議員の質問もありまされども、いまだこの問題について、

特に最近における東欧諸国と日本との貿易等の増大というふうな面から考えてみましても、非常に急がれるものの一つだといふふうに考えております。したがつて、この点についての姿勢をいまだに積極的な、前向きの方でやつていくということが必要だといふふうに思ひますけれども、どうなんでしょうか。

○参考人(八藤東福君) お答え申し上げます。先生のおっしゃるのとおり、最近の東ヨーロッパ大陸と日本との関係から考えてみましても、これは重要だということを私も認識しております。消極的といふことでおしかりを受けてまして、まことに申しわけありません。しかし、先生のお話の中にありましたように、在米の交渉の経緯、いきさつというものがあつまして、ナホトカから西のほうにつきましては、グレートノーザンがソビエトロシアとの間に、これはソビエトロシアとグレートノーザンとの間に、非常に長い、国際的な通信に關しては関係がございまして、その関係でグレートノーザンがやはりソビエトロシアと打ち合わせをするという進め方になっております。ソビエトロシアもそれをまた承知しております。そういう事情でございまして、消極的と申しますよりも、先生のおっしゃつたように、いままでの話し合いの結果、そういう形式をとつておるということでございます。

○鈴木強君 ちょっと速記をとめてください。議事進行について。

○委員長(野上元君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(野上元君) 速記をつけ。

○鈴木強君 ちょっと順序がおかしくなりますけれども、大臣の御都合もあるようですから、ちょっとお尋ねをしますが、実は十八日から二十五日まで東京で通信衛星暫定委員会、すなわちICSCですか、略称。こういう会議が開かれることになつておるのですが、郵政大臣もここに御出席になつてごあいさつをなさるといふこと、そういうスケジュールがあるようですけれども、これは通

信託星との関係もありまして、われわれも非常に重要視しているわけですね。郵政省として大臣はこの会議に、議題も多少私新聞程度で知っておるんですが、どういふ議題がこれにのぼってくるのか、そして日本の代表はどなたなのか、それからもう一つは、大臣として、この会議を東京で開くわけですから、その意義のあるところを了とされて出席されると思いますが、衛星について日本の所信をおおしく披瀝するようになると思いますね。どういふふうな考え方を述べようとしているのですか。いずれこれは十八日にはわかることですから、もしなでしたらこの際、あらかじめ明らかにしていただきたいと思います。

○国務大臣(小林武治君) 今度の会合は、いま国際商業衛星通信機構、こういふいわば一つの私的団体の会合であるということで、政府は関係を持ちません。しかし、日本の通信については影響のある問題だからして、郵政大臣も出席し、あいさつもし、また、懇談もしたいということでございます。これは定期的にアメリカでやったり日本でやったりしておる民間機構の会合である、こういうふうにご了解しております。

○鈴木強君 それはわかりましたが、そうすると、そこへ行ってあいさつするのは儀礼的な、うも日本に会合を開いてもらってありがたうという、そう言うだけのことでいいですか。要するに、日本の通信衛星に対する郵政省の、あるいは政府の考え方というものをここに述べるといふことはしないわけですか。

○国務大臣(小林武治君) KDDがそれを使用し、現にアメリカが使っている、こういうことでありますから、その影響は日本の通信と関係がある、こういうことで私が出る。しかし、目的はやはりおもに日本の通信主管庁として儀礼的に出る、特別な、実質的な審議に加わるのか、注文を述べるとか、こういう会合ではないわけでありまして。

になるなら、衛星通信に対する日本政府としての基本的な考え方もあるわけですから、そういう点も世界の諸君に向かってやはり言うことは言う、日本の考え方を。そういふふうなふうに私はしてもらいたいと思うのですがね。どうですか。ただ、どうも御苦勞さまで、よくいらつしやいました、ウエルカムだけじゃ、ちょっともの足りないと思います。

○国務大臣(小林武治君) これは明後日開かれるので、まだ間がありますから、お話のようなこともこもつとも思います。したがって、あいつ等の中にも、しかるべき一つの考え方は入っておきたい、かように思います。

○鈴木強君 それではその点でいいです、大臣への質問は。

次に、いまの続きになります。日本海海底ケーブルが完成をいたしました場合、ちょっとこれは先のことですけれども、しかし大事なことで、この際、もう一回あらためて聞きたいのです。というのは、現在のグレートノーザンです、この電信線というものが当然廃止されていくと思うのです、いまある海底ケーブルは、したがって、そうなりますと、具体的に長崎の局間問題が出てくると思うのです。したがって、グレートノーザンの現在の電信線というものは、当然新しい計画が完成いたしますと、なくなっていく、この点は再確認したいのですが、そういうことになりませんか。

○参考人(大野勝三君) 仰せられましたとおりの海底ケーブルができません、旧長崎—ウラジオ線は廃止いたします。それに伴いまして、長崎局も廃止の方針であります。

○鈴木強君 そうなりますと、現在長崎にある、これは営業所ですか、営業所というものは当然なくなってくると思うのでございますがね。そういう場合に、由緒ある長崎、しかも、全九州の国際電信電話についていろいろとめんどうといひますか、所管をまわりました、所掌をまわりました通信に対するサービスがダウンをしていくと

いうことが出てきますね。ダウンというのは、いろいろとお客さんに対するサービスも入ります。通信のことですから、どこへ持っていくにしても、ずつと機械的に接続していけば、そう、タイミング的に見てじゃないのですけれども、ただ要するに、お客さんが電報局—営業所があれば、そこへ来ていろいろなことがやれるという、そういう意味におけるサービスの低下ということをやうのですけれどもね。そういう意味からいって、ただ廃止してしまえばいいということではなくして、何かその営業所の特にお客さんに対するサービスの面で、現状よりかダウンしないような形のものを作る必要はないのだろうか、こう思うのですけれども、九州の特質というものは別にないかもしれませんけれども、いままであったものがなくなっていくわけですから、そういう場合に、九州の人たちから見れば、長崎にあればいろいろな面で便利だったと、ところが、これがなくなっていくということになると、その面におけるサービスというものはどうしても落ちていくと思うのです。そういうものに対しての対応策というものは何か考えておられるのでしょうか。具体的にまだ考えておられるのですか、遠い先のことだから。

○参考人(八藤東禧君) お答え申し上げます。おっしゃいますように、長崎が廃局になります。場合、お客さまに対して御不便を与えるということはない、お客さまの便宜を十分今後とも考えたいと思っておりますが、実際問題といたしまして、いま一日に長崎局で受け付けますのは五、六通でございます。そして、あそこを通過する通信はなるほど一千数百通でございますが、これは全部機械的に東京、大阪へ持っていくわけでございます。長崎に落ちない、あれは全然ないわけでございます。それからまた、あそこは配達をやつてないわけでございます、すべてあれは電信電話公社によって配達しております。したがって、問題は、先生おっしゃいましたように、窓口におい

でになるお客さま、一日五、六通のお客さまに対して最善の道を講ずる、こういうことでございまして、その点に対して慎重に研究いたしたいと思っております。

○鈴木強君 ぜひこのサービスの面を十分御配慮いただいて、格別のひとつ配慮をする必要があると思ふのです。そういうことをお願いしておきます。

それから、もっと重大な問題が起きてくるのは、やはり職員の関係だと思ふますね。現在長崎には何名、人がおられるのでしょうか。

○参考人(八藤東禧君) 五十五名でございます、管理者を含めまして。

○鈴木強君 その五十五名の方々の配置転換とか職種転換とか、そういうものをどういふふうにしていくかという問題は、これはたいへんな御苦心の要するところだと思ふますが、しかし、その問題が私は解決をしない限りは、廃局はできないと思うのでございます。現在合理化によって首を切るようなことはしないと、こういうことは会社としても組合のほうに約束しておるのでござい

か。

○参考人(八藤東禧君) おっしゃるとおりでございます。合理化等におきましては、全部犠牲者は出さないというのが当社の方針でございます。

○鈴木強君 そうなりますと、配置転換、職種転換、あるいは何か一部くふうをしてやるか、そういう点が当面考えられますけれども、これからあその点に対する組合との交渉もあると思ふますから、私はこまかいことは言いませんけれども、少なくとも、この計画がいよいよ実現いたしますと、そういう問題が出てきますから、その点については、労使間において十分ひとつ最高の配意をいただいて、それらの処遇について、措置について万全を期してもらいたい。幸い、上野とか北浦の両送信所の問題、福岡の受信所の廃止の問題、こういう問題もかなり順調に、順調といひか、うまくいったようで、非常にこの点はよかつたと思ふますが、そういう例もありますけれども

も、とにかく、あすは九州から一番近いところ
で、どこでしょう、名古屋ですか、そこら辺に
なると思います。ですから、北浦なんかと違いま
して、福岡と違ひまして、九州から東京に持つて
くるというようなことは、なかなか配置転換する
場合でもむずかしいと思います。職種転換をして
持つてくる場合でも、そうなりますと、定年があと
三年とか四年とかという人もあるでしょうし、い
ろいろと転勤のできないような条件の人もあると
思います。一体そういう人をどうするかというこ
とが非常に問題は問題だと思ふのでございますが、
その点に対する何か方針があるのでございますか。
○参考人(大野勝三君) たいへんありがたい御趣
旨のお話を伺ひまして感謝するものであります。が、
全く先生のおっしゃったことと同様な考え方で組
合とも十分話し合いをし、のみならず、御本人
個々の意思や希望も十分にひとつ聞いて、そうし
て皆さんが満足いくような、納得できるような
条件で配置転換なり、それぞれ処置を講じた
い、かように考えております。

○鈴木強君 私には郵政大臣にも聞いておいてもら
いたのですが、かつてこれは通信省から出発し
て、国際電信電話というのは、電電公社になり、
電電公社からまた国際電信電話株式会社、こう歴
史的に見ると続いているわけですね。われわれは
国際電信電話株式会社ができるに、労働組合
の立場に立つて反対したけれども、通つていま
からそれはいいのですが、そういう歴史的な経過
があるのですから、ちやうど私がたまたま組合を
やつておりましたので、昭和二十七年の八月一日
から全部公社になった。そして二十八年の四月
一日から今度は会社になったわけですから、その
間、七、八カ月の間電電公社社員だった。そのとき
に電通労働組合というものがあつて、その労働
組合が労働条件については公社側と話し合いを
し、その確定したものである。国際電信に送り込
んだわけですね。待遇はどうするとか、あるいは定
年制はどうするとかいうことをあらかじめきめ
まして、そういう安心をもつて出ていってもらつ

た。今度は私はその逆の形が出てくるんじゃない
か。これは基本的には会社があらゆる努力をして
配転、職転をやつてもらふ、これはもう当然のこと
とですよ。そういう最善を尽くしてもどうにもな
らぬ、中にはひとつこの際、それだつたら電電公
社のほうに私は行つてもいいという人があるかも
しれません。そういうふうなときに、一体これを
どうするかという問題が考えられる。ですから、
これは年数を通算するのをどうするか、退職手
当とか、いろいろなことがまじつてくると思ひ
ますが、やはり、そういう問題も含めて政府も考
えておかぬと、ただ単に国際電信だけの労使間で
解決できない問題が私には出てくると思ひます。少
なくとも、一國の国際通信政策として出発をして
くるわけですから、そういう事態に立つてやはり
何か知恵を働かせてやらなければならぬという
ことも、一つの考え方として私は出てくると思ひ
ます。ですから、そういうときに、郵政省として
十分に耳をかしめてもらいたい。私はここで具体的
にどうしようという事は言ひませんけれども、た
だ、私の一つの考えつたことですけれども、そ
ういうこともやはり真剣に考える中でこの問題を
ひとつ進めませんと、首切りをしないと云つたつ
て、結果的に見ると、どうにもならぬ事態が出て
くると思ひます。非常に合理化については、この
問題が解決しなければ実際にできないというこ
と、そのことが首切りをしないことに通ずるわけ
です、非常に大事な計画ですから、そういう点
もちやうと申し上げてみたのですけれども、私は
もちろん、具体的にどうしてこれという事は言
ひません。ただ考えただけ言つておきますから、
ひとつこの点は大臣の頭の中に十分に入れてお
いてもらいたい。会社のほうもそういう気持ちにな
いと私はとても配転、職転はできませんよ。私は
そう思ひますから、その辺をひとつ肝に銘じても
らいたいと思ひます。

○國務大臣(小林武治君) これは私がのみ込んで
おつてもしょうがないので、速記として残してお
くように。さうな場合には、郵政省といえども、
できるだけのあつせんその他の労をとりたいた
思つております。
○鈴木強君 それから、さつき大臣に意見を聞い
ておきましたISCの会議のことですが、国際
電信としては具体的にこの会議には提案する議題
というのがあるんですか。
○参考人(八藤東諸君) 積極的に提案する議題は
ございせん。
○鈴木強君 インド洋の衛星通信計画というもの
は、さつき概要の中で述べになりましたが、こ
の中に地上局の設置についてどうしても関西以西
に一方所設置する必要がある、こういうことを述
べられていたのですが、インド洋衛星の計画を
実現する場合に、当然のことではございますが、そ
ういふ場合、いろいろと韓国を含めて問題が論議さ
れると思ひますから、その場所をたとえば日本の
下関あたりに置くのか。その場合に、韓国のほう
はそれでいいのかどうなのかという関連が出てく
ると思ひます。その辺については、韓国側とも
十分了承を得なければならぬと思ひます。
が、そういうことについて、今度の会議の中で
も当然触れられると思ひますが、その辺は
韓国が来てみなければわからぬので、事前に話を
してはおかないのでございませうか。ここには
はつきり結論が出ておらないようですから、大体
どの辺に設置をしようとしているのか、それにつ
いて韓国側も大体よろしいというふうな意見があ
るのかどうなのか、この辺をひとつ伺ひしてお
きたい。
○参考人(板野学君) お答え申し上げます。
電波に関する調整の問題がお話のとおりあるわ
けでございましてこれは実際には、郵政省が韓国
側と折衝するということになるわけでございます
けれども、私も郵政省のお手伝いをする、
こういう意味合いにおきまして、かねて韓国の郵
政省のほういろいろな話はしておりましたが、ご
最近、先方から向こうの担当の技術者が二名は
かり参りまして、現在この問題につきまして、KD
Dのほうにおきまして非公式に折衝を始めており

ます。また、この問題につきましては、郵政省の
ほうとも十分連絡をとり、郵政省のほうも非公式
に話を進めておる次第でございまして、これの大
体の見込みでございまして、実際に本格的
に折衝をするというところになりますと、私の聞
いておきますところでは、正式にインド洋衛星
に対する地上局の電波が割り当てになるというこ
とに、本格的に折衝が始まる、それで事前に打ち
合わせをしてありますが、大体韓国側も一九七〇
年以降、七一年になりますか二年になりますか、そ
のころには地上局を設置するといふような計画を
持つておられますので、相互の話し合いによつてこ
れが円満に解決するのではないかといいふに私
ども予想をいたしておる次第でございまして。
それから地上局の位置でございまして、大体山
口県の山口市の付近あるいは秋吉台、このよう
なところを一応選んでおられますが、これも電電公
社側との話し合いは大体済んでおまして、今後
は韓国側との具体的な話し合いに入る、こういう
段階でございまして。
○鈴木強君 韓国は今度の会議に出ますか。
○参考人(板野学君) この会議には出ません。
○鈴木強君 官房長、これは外交的なことに、最
終的には外務省の窓口になるかもしれないが、
いまのお話のように、郵政省が基本的にやる仕事
だということですが、郵政省としては、どうい
うふうな段階までいつているんですか。
○政府委員(竹下二記君) 実は省内でこの問題を
取り扱つておられますのは電波監理局長でござい
まして、ただいま出席いたしておられません。私、
この問題につきましては全く存じませんので、帰
りまして十分連絡もしますし、検討いたさせま
す。
○鈴木強君 まあ大臣が帰られていきますから、御
質問がそういう意味でできないのですが、ではや
むを得ません、ですから、ひとつ早速にお調べに
なりまして別途お知らせ願ひたいと思ひますが、
ものごとは積極果敢に推進することが必要だと思
ひますから、できるだけ早めに手を回していただ

いて、計画に支障のないように、ひとつ御配慮いただきしたいと思います。

そこで、国際電報の場合、このインド洋衛星通信が実用化された場合に、国際電話というものをこの衛星を通じて主にやろうとしておられるのかどうか。それから、これが実際に動き始めた場合の影響、販売計画とか、あるいは回線計画とかいうようなものはまだできておられないでしょうか。

○参考人(板野孝) お答え申し上げます。

目下具体的にはいろいろ検討中でございます。けれども、私も大体の予測をしておりますところによりまして、まあ電信電話、テレックス等を含めまして、また、もちろん、衛星通信によるテレビも取り扱いますが、大体日欧—日本とヨーロッパ間につきましては、六九年度におきまして、回線敷にいたしまして、まあ五十二チャンネルばかり利用する、それから、それによりまして収入といたしますが、各業種別のものでここに詳細なことが載っておりませんが、大体六九年度で四十五億程度の日欧間の収入がある。これをおのおの衛星、それから日本海ケーブル、ジャスコ、それからコンパックケーブルによるもの、一部あるいは無線が残るかもしれませんが、そういうものに振り分けまして、今後さらに詳細に販売計画、回線計画を立てていきたい、このように考えておる次第でございます。

○鈴木強君 そうすると、まだ最終的なものではないから、もし差しつかえなかったら、ひとつ大綱ができましたら、ぜひ見せていただきたいと思いますので、その点よろしくございませう。

それから本年三月の期における収支の見込み、財政の収支見込みですね。収支見込みというか、営業成績といいますが、収支状況、これは報告受けましたが、その中で、特に料金を値下げした分がありました。その中で、わが国貿易の振興に寄与する観点から、アメリカと、オーストラリア、東南アジアに対する専用料をとし三月一日及び四月一日から一〇%ないし三七・五%引き下げをいたし

ましたと、こういうふうになっておりますが、これは米国に対して幾らやったのか、オーストラリアに幾らやったのか、この点ちょっと最初に教えてくださいませんか。

○参考人(板野孝) お答え申し上げます。

対米本土につきましては、電話音声回線でございますが、対米本土に対しては大体一〇%、フィリピンに対しては電信、これは電話はございませんで、電信回線にいたしまして二八・六%、香港、台湾、韓国につきましては、これも電信回線でございますが、三七・五%、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシアにつきましては、これは電信回線につきましては二五%、対オーストラリアの電信回線につきましては二二・五%、このような率の値下げをいたしました。

○鈴木強君 これは「外国側における料金低減の傾向など、最近の諸般の情勢を考慮し」とありますが、これは国際電報独自の判断で下げになったのですか。

○参考人(板野孝) ただいま先生おっしゃいましたように、大体国際間の最近の専用料金の値下げ等を参考にいたしまして、これを決定いたしました次第でございます。

○鈴木強君 これ、どうしてアメリカとオーストラリアと東南アジアだけに限ってこういうことをしたんですか。他の対欧、対アフリカ、対南米、こういうところはどうして下げなかったんですか。

○参考人(板野孝) 対欧につきましては、この専用料金をきめます場合に、イギリスその他各国との取りきめ上のいろいろなまだ解決すべき問題点がございました。一つには、また衛星回線等も現在対欧とはございせんので、将来この衛星回線その他の回線状況を見まして、ひとつ判断をしていきたい、こういう考え方でございます。

○鈴木強君 利用者のほうから見ると、たとえば対欧向けの商売をやっている人から見ると、対米だけやってどうして対欧はやらないんだ。また、アフリカのほうと商売をやっている人から見

ますと、やはり同じような不満が出てくると思。ですから、私は国際的なそれこそ国際電報電話ですから、料金低減は、これは会社の経営が成り立って、今後いろいろな宇宙通信開発をやろうというときに、金も要るでしょうけれども、しかし、それとだいたいぶらぶら、この際、お客さんのサービスで料金を下げましょうというところは賛成です。賛成ですが、その決意はいいんだが、おやになる場合には、もう少し国際的な規模、国際的な立場に立つて検討すべきじゃないか、こういうふうに小がけに出した場合に、利用者のほうから見て、そういう不満が当然出てくると思うのです。その点のお客さんからの反応というものはなかったかどうか。こっただけでけっこうでしたというふうな反響があったのか。私はちょっとその辺のやり方はもう少し統一的な方針でやったら、ほうがよからうと、こう思うのですけれども、特別にできない事情というものがあればこれはやむを得ません。そうでない限りは、やはりなぜ一括してオール国際的にやらなかったのか、こういうふうに思うのですが、その点、私誤解であつたら解いてもらいたい。

○参考人(八藤東禧君) お答え申し上げます。料金の取り扱いに対する一般的態度といたしましては、まことに鈴木先生のおっしゃるとおりだと思います。しかしながら、やはりこれは専用線、電報、テレックス、電話、テレビ、いろいろそれぞれ業種業種によりまして、各国間の料金のいろいろな交渉や取りきめ方が違つておるのでございまして、このたびは、専用線で、しかも宇宙通信が到来した、またはシームケーブルが完成したというふうな技術的な発展が料金低減の直接的な動機になっておるといことが、有力な一つの原因でございまして、ただいま板野常務から申し上げましたように、ヨーロッパに対しては同様な心がまえでまいりたいのでございますが、それにはいろいろなまだヨーロッパの各国との間の交渉の経緯もございまして、また、インド洋上の衛星通信の開説とか、あるいはジャスコ計画の完成と

かというふうな技術革新というものが取り入れられてくるあたりが、一番のきめどころになりはしないかというふうなことで、先生のおっしゃいますような態度で今後臨んでまいりたいと思つております。

○鈴木強君 四十二年の事業計画は、いま私が質問いたしましたのですが、国際的な通信計画を主としておやりになると思うのですが、まあ経営の内容を拝見しまして、そう私は心配いたしました。いたしませんか、やはり負債も百六十一億あるようですから、そういうものをどういうふうに戻して健全経営をしていくかということになります。四億四千万という収入減になるわけですから、四十二年度計画の中で、この四億四千万というものは当然当初出した計画から差し引いておると思つていただけます。そういうことは郵政省に事前に事業計画を相談すると思つて、そういう中でもって料金値下げをしようという話が出てきて、この四億四千万というのは、当初の考えた予算の収入から差し引いたもので収支し得ると、こういうふうに理解してよろしいのですか。

○参考人(清田良知君) 郵政省に出しました事業計画書は、すでに値下げを考へて出しております。この点は、会社の一般の計画としては、事前に十分に郵政の御当局と御相談申し上げてございます。

○鈴木強君 このことによつて四十二年の計画が多少なりともそを来たすというよりなことは絶対ないでしょうね。

○参考人(八藤東禧君) ないと私たちは考えております。

○鈴木強君 それから最後に、これは過去のことですけれども、せんだつて日ソ航空協定に基づいて相互乗り入れが実現できましたね、日本とソ連の間に。あのときNHKがなま中継をやろうというので計画をいたしました。ところが、何か知らぬが、どこにそこがあつたか、行き違ひがあつたか知りませんが、あれがなま中継でなくなつた

でしょう。そして何か録画でやったようですが、ああいうことは、せっかく画期的な相互乗り入れの場面を国民も期待しておったわけですから、できればなまでもやってほしかったのですが、時間的な関係その他もあったかと思ひますけれども、少し何かその間にまずいというか、行き違ひがあったのでしよう。どういふ点があったのでございましょうかね。

○参考人(八藤東禧君) 先生のおっしゃいますとおり、現在まで上がっておりますインテルサット第一号、第二号の星を経由してのテレビジョンについては、おっしゃいましたようなトラブルが、大西洋におきまして、また、私も日本の太平洋におきまして、あるわけでございます。これは率直に申し上げると、インテルサット全体としての計画としては、一九六八年、明年に初めて世界的な星ができるのだ、その際には、大きな容量を持ったところの千二百チャンネルの、すなわち、海底ケーブルを十本も引いたような大きなものが上がることになっているのでございますが、それが急遽アポロ計画と結びついて、できるならやろうじやないかというので上げたのが、いまのセカンドのインテルサット二号の計画でございます。初めからやはり容量あるいは使用のしかたについては多少は無理がある。無理があるけれども、やはり一日も早く実験、試験あるいは実用に供したほうがいいんじゃないかということで踏み切った星なのでございます。そのために、テレビジョンをやりますときに非常に大きな回線を必要といたします。それは他の電話等に比べております使用を一時とりやめまして、そしてテレビにかえるというよりなことが、どうしてもいまの二号衛星ではやむを得ない技術上と申しますか、施設上の実情でございまして、そういうことが起こると、電話の営業をしているところの経営体と、テレビをやっているところの間で、どうかこの時間に譲ってくだないか、その間電話を切ってくれないかというよりな交渉をお互いやるわけでございます。交渉がたまたまうまくいきました場合に

は、テレビの放送ができますけれども、とてもいまのところ自分の電話はどうしてもあれだから譲れないのだという国が出ますと、テレビはできない。これは大西洋でも起こっておりますし、太平洋でもある。そういうのがいまの二号衛星の状況でございます。これが今度の東京会議で、太平洋上に二号衛星の第四号が上がると、まあ容量は相当たつぷりになってきますから、こういう問題も非常に少なくなってくると思うのですけれども、少なくともインテルサット当初の目的の一九六八年のグローバルシステム、これまでの間に私も苦心惨たんする次第でございます。そういうよりな意味の事前のやりとり、各通信事業体間のやりとり、これはある。しかし、幸いに、モスクワの場合においては、ああいうようにソビエトロシアからフランスへ、フランスからアトリーボードを通してアメリカ大陸へ、そしてまた、陸を通じて太平洋を通じてこつちへ来たということができた。一部録画になりましたのは、私が承ったところによりまして、何かこちらの国内向け放送時間その他の関係で一部が録画になった、こういうふうに私は聞いております。

○鈴木強君 これはただ単にソビエトだけでなく、これから全世界でそういうことが出てくると思ひますが、それをコントロールするのはコムサットでやるわけですか。ある計画が出ますね、そうすると、これを日本が直接向こうとかけ合ひということとはなかなかむずかしいでしょうから、そういう場合のコントロールというのはコムサットがやってくれるわけですか。

○参考人(八藤東禧君) 太平洋に関する限りは、私のほうから、マネージャーたるわれわれのコムサットという会社が、アメリカの会社としてでなく、インテルサットのマネージャーとしてこれこれの話をします。そうすると、向こうのほうもそれぞれ現地のアメリカの電信電話会社に対して交渉をするということでは、いままで話をやっております。

図的なあれが起つてということではなくて、純営業上の問題とか、あるいは時間的な問題によって直接の、ストレートのなま中継ができなかった、こういうふうなことでございましてね。

○参考人(八藤東禧君) 私の承知いたしておりますところでは、全然ソビエト側においてこれに對して反対されたという事はない。むしろ、太平洋上のいまの電話回線を一時借りがなかなかむずかしかったという状況なのでございまして、あの放送のとき私も見ておりましたが、空港等におけるソビエト関係の方々が非常に協力的に出ておられたように考えておる次第でございます。

○鈴木強君 これは日本の国民から見ると、衛星を使った国際的な中継というものは非常に国民が関心を持っているわけですから、たとえばNHKがモスクワから中継するという報道がありまして、みんなが期待をしているわけですよ。ところが、それが一時中断され、録画になって入ったことになりまして、期待がかなり裏切られたかっこうになるわけですから、だから、あらかじめ、そういう計画を国民に示される前に、いま言つたルートを通じて、十分に相手側の実情も確かめて、この場合は録画でなければできない、この場合はなまでもやれるというよりなことを十分掌握されて、NHKなりあるいは民放のほうにやりまさんと、ああいう、国民から見れば何だ、期待を裏切つたというよりな形が出てきますから、その辺の配慮をお願いしたい、こう思ひまして、これで質問を終わります。

○鈴木強君 私は、国際的な電報の問題については、後日また時間を得て質問したいと思ひますが、きょうは関連の問題で二、三お尋ねしたいと思ひます。

一つは、率直にお聞きいたしますけれども、アメリカの打ち上げたつまり通信衛星ですね、インテルサット一辺倒の、これだけに何か国際放送の死命を制せられるといったような、そういう傾向があることを非常におそれるのです。事業計画を見ましても同様であつて、これはいまの国際的な

諸関係や、あるいは広く日本の利益という立場から見ましても、きわめてこれは危険な行き方ではないか。たまたま、いまモスクワ放送の問題も出ましたけれども、それだけにとどまらず、日本全体がやはり進むべき基本方向としての平和共存政策という関係のもとにおける電波行政がどうあらねばならぬかという、この基本の問題です。私はこれがまだ確立されていないんじゃないかという感じがするんです。そこで、今日のままでのような状態でいつたら、おそらく電波植民地化といわれるようなものの一環の中に組み込まれる危険が非常に大きい。どうしてそれじゃ一体この危険を除却していくことができるか。たとえば、モスクワの空港乗り入れのときの問題も、聞くところによると、電話回線云々ということがありましたけれども、そのほとんど大部分はアメリカの軍事的な電話の必要のためにその余地がなかったということも聞いております。だから、そういうふうなことで非常に軍事的、あるいはまた、電波を通ずる植民地化という方向が進んでいる今日、このインテルサット一辺倒の体制をとっているということをはきわめて危険で行き過ぎではないか。そこで、ソ連のほうでも通信衛星を上げるということが言われておりますが、これは、もしそういう事実がはつきりしたときには、これはひとつ参加する、共同参加の方向に踏み切る用意があるかどうかという点を、これははつきりひとつお答え願ひたい。

○参考人(八藤東禧君) お答え申し上げます。電波行政の方針につきましては、私も国際電信電話会社が申し上げる立場にないと思存する次第でございますが、最高行政、政治方針ということとを離れまして、ソ連が衛星組織をつくることとしたらばどうするかという問題についての国際電信電話事業体としての立場から申し上げます。

先ほど先生方から御意見がありましたように、ジャスコ、日本海底、これも実質においては日本の海をケーブルを引く端末はソビエトロシアに上がっております。それからまた、ソビエトロシア

に上がりましても、その国内大部分は非常に長大な距離は、ソビエトロシアの協力によって、実質上の参画によってできる次第であります。こういうふうには、私どもは、将来どういふふうな国際衛星通信組織が展開していくか、おそらく各国とも五里霧中で模索していると思うのでございます。私ども、将来どうなるかという事は、もちろん絶えず勉強いたしまして、私どもの考えも、常に決して植民地化するものでもなければ、決して軍事目的とするものでもなくて、あくまでも日本の国益、日本の国際的電気通信上の利益を確保し伸張していくという方向で、必要であるものは行ない、必要でないものは行なわない、こういう方針で経営していきたいという方針をとっております。

○鈴木市蔵君 この問題については、私はあとでひとつ時間を持ってやりますけれども、それから次の問題で、さつきちょっと関連でもお尋ねいたしました、このグレートノーザンとの関係における日本海海底ケーブルの問題については、どうも国際電報の立場は消極的過ぎる。この会談に参加するといふ申し入れを行なったり、あるいは、それを担当する責任者がきまったり何かして積極的にやっているんですか。その御自身のほうの担当官というのは、現在の会社、グレートノーザンだけでなく、モスクワにおけるところの交渉なんかにもタッチしているんですか、具体的に。それからもう一つの問題は、むしろ西ドイツがこれについて難色を示すという事はあり得ることだ。これはむしろ技術的な問題や何かではなくて、もっぱら外交上の問題がからんでいると想像されますよ。だから、したがって、こういうふうな問題を控えての關係でありますから、非常に国際間のいまだこういう問題がデリケートですから、私はおそらく単なる一会社というふうな立場での事務的な判断では乗り切れない面が出てくると思うのです。もっと広く国際政治上の視野を持った立場で問題を解決していかないとやれないんじゃないかという気がいたします。だから、そ

ういう点から見て、こういうふうなことに つまみ常時——先ほどのあなたのことは のことばしりをとらえるように申しわけありませんけれども、平気でロシアというふうな発言をするような感覚では、とてもではないけれども、これは乗り切れるものではないですよ。だから、こういう点について、いまだし担当者国際政治上の諸問題についてもっと知って、やはり視野を広げてやらないとできないんじゃないかと、こういう点でグレートノーザンあたりに先を越されているのじゃないかという気がするんです。だから、モスクワあたりに乗り込んで行って、積極的にやるという姿勢がとれないものかどうか、これを最後にお願いします。

○参考人(八幡東禧君) おしかりを受けて、まことに申しわけありません。私はたとえソビエトロシアの電気通信官をやっておりますクロコフという方は、私の十年來の親友でありまして、しよつちゅう手紙をやっております。この間コペンハーゲンで一週間も続けざまに飲んだんですが、当人に対してロシアと言っても、ウィ・ロシアというので、つい口ぐせになっていきます。これは国際感覚の欠除より、むしろ国際的になれ過ぎていてのじゃないかということでございます。はたして幹部はこの問題にタッチしているか、打ち明け話でございますが、一昨年でございしたか、大野社長がみずから最後の、最後通牒に近い手紙をグレートノーザンに出しておいて、あまり消極的過ぎるじゃないか、ぐずぐずするじゃないか、もう返事をよこさないなら打ち切るという手紙を出しまして、初めて最近のラストスパートが出てきた。これはグレートノーザンの社内事情がございまして、けれども、そういうことをやってきたのでございまして、私どもはグレートノーザンに引っぱられていたものではないのでございまして。ただ、グレートノーザンが長い間のソビエトロシアとの間の電気通信の内部的ないろいろな關係がありまして、このグレートノーザンを仲間に入れることが有利であると判断して

やっているのでありまして、そういう意味で、グレートノーザンには協力してもらっている次第でございまして、決して私どもは引きずられていないつもりはございません。ただ、やはりそうなりますと、向こうは向こうの台所勘定がございまして、いろいろございまして、それを一々根気よく解きほぐして進めているというのが現状でございますが、おしかり受けませんように、今後ともこの問題に対しては積極的に取り組んでまいりたい、かように思っている次第でございます。

○委員長(野上元君) 他に御発言もなければ、本件に対する質疑は、本日はこの程度といたします。この際、参考人の方々に一言お礼を申し上げます。参考人の方々には、御多忙中にもかかわらず、長時間にわたり、本委員会の調査に御協力くださいまして、まことにありがとうございます。委員会を代表して厚くお礼を申し上げます。次回の委員会は五月二十三日火曜日午前十時を予定し、本日はこれにて散会いたします。午後一時三十分散会

四月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。
一、簡易郵便局法改正に関する諸願(第八五五号)(第八六四号)(第八六五号)(第八六六号)(第八六七号)(第八七一号)(第八八七号)(第八八九号)(第八九五号)(第九〇七号)(第九〇八号)
第八五五号 昭和四十二年四月七日受理
簡易郵便局法改正に関する諸願
請願者 高知県安芸市本町一丁目東浜簡易郵便局内 山崎初男
紹介議員 塩見 俊二君
この諸願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第八六四号 昭和四十二年四月八日受理
簡易郵便局法改正に関する諸願
請願者 静岡県富士宮市小泉二、一〇七富士宮小泉簡易郵便局内 小沢嘉夫
紹介議員 栗原 祐幸君
この諸願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第八六五号 昭和四十二年四月八日受理
簡易郵便局法改正に関する諸願
請願者 新潟県新井市下平丸平丸簡易郵便局内 石田三好
紹介議員 佐藤 芳男君
この諸願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第八六六号 昭和四十二年四月八日受理
簡易郵便局法改正に関する諸願
請願者 岐阜県揖斐郡池田町宮地簡易郵便局内 松岡英一
紹介議員 古池 信三君
この諸願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第八六七号 昭和四十二年四月八日受理
簡易郵便局法改正に関する諸願(六通)
請願者 新潟県岩船郡荒川町花立簡易郵便局内 伊藤賢郎外五名
紹介議員 小柳 牧衛君
この諸願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第八七一号 昭和四十二年四月十日受理
簡易郵便局法改正に関する諸願
請願者 奈良県吉野郡上北山村上北山村長 中岡清
紹介議員 新谷寅三郎君
この諸願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第八八七号 昭和四十二年四月十日受理
簡易郵便局法改正に関する諸願
請願者 宮崎県都城町西岳町夏屋簡易郵便

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第一〇四〇号 昭和四十二年四月二十六日受理
簡易郵便局法改正に関する請願（四通）

請願者 高知県香美郡香北町谷相簡易郵便

局内 小松千代子外三名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第一〇四四号 昭和四十二年四月二十七日受理
簡易郵便局法改正に関する請願（四通）

請願者 高知県安芸郡東洋町生見生見簡易

郵便局内 魚住熊一外三名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第一〇四五号 昭和四十二年四月二十七日受理
簡易郵便局法改正に関する請願（十一通）

請願者 長崎県平戸市堤町堤簡易郵便局内

川村訓通外十名

紹介議員 久保 勘一君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第五号中正誤

ページ	段 行	誤	正
二	三から終わり	正する	正す
七	一六七	實際だ	實際に
八	一八	全電通	全電通
シ	二八	しわけで	わけで
一〇	二から終わり	機械	機材
シ	四二五	審議会	審議会
シ	終わり	いうは	いうのは
二	一〇	好まらなきや	始まらなきや
三	一から終わり	より	なり